

平成 26 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

平成26年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 施策体系及び組織	
1 社会教育課の施策体系図（島根総合発展計画）	1
2 社会教育行政関係組織一覧	2
3 派遣社会教育主事等名簿	3
II 施策概要	
平成26年度予算額一覧表	4
1 教育の充実（Ⅲ－1）	
（1）学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
① 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	5
（ア）ふるさと教育推進事業	5
（イ）実践活動推進事業	6
（ウ）市町村支援事業	7
② 実証！「地域力」醸成プログラム	8
③ 社会教育主事確保・養成事業	8
④ 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	9
⑤ 家庭教育支援体制整備事業	10
（2）発達段階に応じた教育の振興	
① 子ども読書活動推進事業	11
② しまねのふるまい推進プロジェクト	12
2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－2）	
（1）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
① 社会教育研修センター事業	13
② 図書館事業	14
③ 青少年の家事業	15
④ 少年自然の家事業	17
⑤ 社会教育関係団体活性化事業	19
⑥ 生涯学習総合推進事業	19
（2）芸術・文化の振興	
① 青少年文化活動推進事業	20
② ふるさとティーチャー派遣事業	20
③ 芸術鑑賞機会の提供	21
《主要施策に係る資料集》	
資料1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	22
資料2 ふるさと教育推進事業	24
資料3 学校支援	29
資料4 放課後支援	31
資料5 家庭教育支援	33
資料6 土曜日の教育支援	34
資料7 実証！「地域力」醸成プログラム	35
資料8 社会教育主事派遣制度の概要	37
資料9 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	40
資料10 子ども読書活動の推進	42
資料11 しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組	44
資料12 学校教育における長期宿泊体験活動の推進	45
資料13 地域と中学校の文化部活動支援事業	46
III 県立社会教育施設の概要	
1 東部社会教育研修センター・西部社会教育研修センター	47
2 図書館	50
3 青少年の家	53
4 少年自然の家	56
IV 資料編	
1 島根県関係	
（1）社会教育課事務分掌表	60
（2）社会教育主事派遣要綱	63
（3）ふるさと教育推進事業基本方針・実施要綱・交付金交付要綱	66
（4）島根県社会教育委員名簿	72
（5）社会教育関係各種表彰一覧	73
2 市町村関係	
（1）県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	75
（2）県内公共図書館一覧	76
（3）県内公民館等一覧	77

I 施策体系及び組織

社会教育課の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

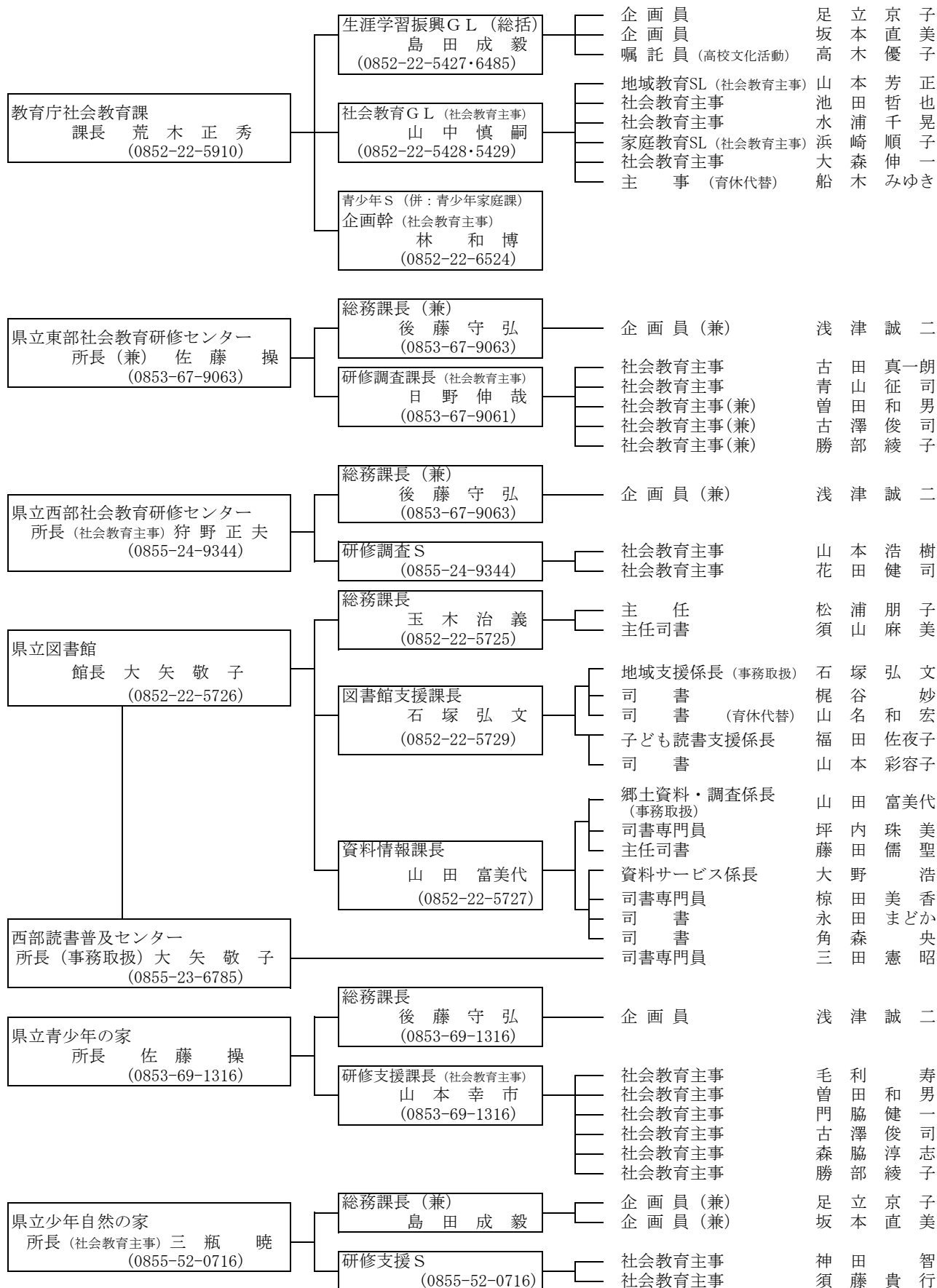
島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策 施策	事務事業
Ⅲ・心豊かなしまね ～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～	Ⅲ-1 教育の充実	Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
	結集！しまねの子育て協働プロジェクト	ふるさと教育推進事業
	市町村交付金	学校と企業等との連携
	公民館ふるさと教育推進モデル事業	小・中学校「ふるさと教育」講座
	実践活動推進事業	学校活動モデル事業交付金
	人材育成研修	社会教育主事講習派遣教員活動交付金
	社会教育主事講習派遣教員活動交付金	市町村支援事業
	学校支援（学校支援地域本部）	放課後支援（放課後子ども教室）
	家庭教育支援	土曜日の教育支援
	土曜日の教育支援	実証！「地域力」醸成プログラム
	調査研究事業	若者の地域参画促進事業
	若者の地域参画促進事業	社会教育主事確保・養成事業
	社会教育主事確保・養成事業	家庭教育支援体制整備事業
	家庭教育支援体制整備事業	Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興
	子ども読書活動推進事業	しまねのふるまい推進プロジェクト
	しまねのふるまい推進プロジェクト	Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進
	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	社会教育研修センター事業
	社会教育研修センター事業	県立図書館事業
	県立図書館事業	青少年の家事業
	青少年の家事業	少年自然の家事業
	少年自然の家事業	社会教育関係団体活性化事業
	社会教育関係団体活性化事業	生涯学習総合推進事業
	生涯学習総合推進事業	島根県社会教育委員の会
	島根県社会教育委員の会	Ⅲ-2-3 芸術・文化の振興
	青少年文化活動推進事業	ふるさとティーチャー派遣事業
	青少年文化活動推進事業	ふるさとティーチャー派遣事業

社会教育行政関係組織一覧

H26.4月 現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 山崎 敦史	社会教育スタッフ 企画幹 山根 肇 (0852-32-5775)	岸 宏 美	松江市派遣	0852-55-5656
		榎 野 吉 人	松江市派遣	0852-55-5656
		古 藤 康 則	松江市派遣	0852-55-5656
		名 目 良 明 利	松江市派遣	0852-55-5324
		福 本 修 司	安来市派遣	0854-23-3320
出雲教育事務所 所長 松本 泰治	社会教育スタッフ 企画幹 佐藤 孝志 (0853-30-5685)	高 橋 兼 造	雲南市派遣	0854-40-1073
		大 国 亨	雲南市派遣	0854-40-1073
		高 橋 伊 尚	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		安 井 寿 裕	飯南町派遣	0854-72-0301
浜田教育事務所 所長 杉野本 智幸	社会教育スタッフ 企画幹 寺本 典則 (0855-29-5709)	大 石 学	浜田市派遣	0855-25-9720
		星 野 明 洋	浜田市派遣	0855-25-9720
		吉 田 茂 延	大田市派遣	0854-82-1600
		松 原 聡	川本町派遣	0855-72-0704
		小 谷 明 浩	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 領家 芳明	社会教育スタッフ 企画幹 渋谷 秀文 (0856-31-9676)	内 村 文 雄	益田市派遣	0856-31-0622
		澤 江 健	益田市派遣	0856-31-0622
		大 島 功 央	津和野町派遣	0856-72-1854
		杉 内 直 也	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 谷口 彰	社会教育スタッフ 企画幹 佐々木 朗 (08512-2-9776)	道 川 一 史	海士町派遣	08514-2-1222
		藤 野 幹 雄	海士町派遣	08514-2-1222
		元 上 治	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		横 田 輝 昭	知夫村派遣	08514-8-2301
		中 村 孝 志	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

教育庁内社会教育主事

山 本 一 穂	義務教育課 心の教育推進グループ	0852-22-6165
飯 国 秀 忠	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6515
村 尾 隆 晃	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6515
青 山 巧	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ S L	0852-22-5424
岩 佐 裕 章	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5424

国の機関・大学等

寺 井 由 美	島根大学教育学部附属教育支援センター 准教授	0852-32-9836
光 森 智 哉	島根大学教育学部附属教育支援センター 准教授	0852-32-9836
糸 賀 真 也	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 専門調査員	03-3823-8683
荒 金 岳 登	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
濱 野 健 一	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
錦 織 修 一	国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職員	0823-42-0661

II 施策概要

平成26年度当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	H25	H26	増減
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	138,324	143,798	5,474
ふるさと教育推進事業	25,622	34,076	8,454
実践活動推進事業	3,918	3,288	▲630
市町村支援事業	108,784	106,434	▲2,350
実証！「地域力」醸成プログラム	5,500	4,000	▲1,500
社会教育主事確保・養成事業	6,434	6,672	238
社会教育主事の養成	5,000	5,000	-
地域教育力市町村支援事業 (派遣社会教育主事等研修)	1,434	1,672	238
公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	10,000	7,000	▲3,000
家庭教育支援体制整備事業	220	220	-
子ども読書活動推進事業	8,374	17,114	8,740
子ども用バリアフリー図書整備事業	-	9,113	9,113
子ども読書活動総合推進事業	1,415	963	▲452
県立図書館機能強化事業	6,959	7,038	79
しまねのふるまい推進プロジェクト事業	2,800	2,100	▲700
社会教育研修センター事業	12,992	13,080	88
県立図書館事業	127,459	114,407	▲13,052
県立図書館事業	113,063	114,407	1,344
自転車置場改修工事	14,396	-	▲14,396
青少年の家事業	88,348	90,695	2,347
少年自然の家事業	88,723	68,521	▲20,202
少年自然の家事業	65,623	68,521	2,898
浴室濾過装置設置工事	23,100	-	▲23,100
社会教育関係団体活性化事業	1,524	724	▲800
生涯学習総合推進事業	942	789	▲153
青少年文化活動推進事業	18,385	18,435	50
青少年文化活動推進事業	8,240	8,290	50
「ふるさとティーチャー」派遣事業 (外部指導者派遣、地域と中学校の文化活動支援事業)	10,145	10,145	-
行政事務費	15,357	15,238	▲119
合計	525,382	502,793	▲22,589

1 教育の充実 (Ⅲ-1)

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

【施策】

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 (Ⅲ-1-1)

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、その力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

【主要事業】

①結集！しまねの子育て協働プロジェクト

子どもの健やかな成長は県民総ての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、社会全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	※内訳(各事業)については、以下の(ア)～(ウ)に再掲	
小計		143,798

(ア) ふるさと教育推進事業

ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用した学習を行います。さらに、自分たちの地域にある課題に正対することで、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を育みます。この「ふるさと教育」は県内の公立小中学校のすべての学級で行います。

また、「ふるさと教育」を通じて、地域の大人が学校教育を支援する気運を醸成します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推	①市町村交付金	

進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金を助成 <ul style="list-style-type: none"> 1 市町村あたり 10 万円 1, 900 1 校あたり 7 万円 22, 400 ・「ふるさと教育」を支援する中学校区ごとの体制を整えるため交付金を助成 <ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区あたり 5 万円 5, 000 	
	②学校と企業等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と企業等が連携して教育活動を行うために必要な企業等の情報収集と公開 	3, 356
	③公民館ふるさと教育推進モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携して公民館で行う「ふるさと教育」をモデル地区において実施 (島根県公民館連絡協議会へモデル事業を委託) <p style="text-align: center;">【モデル地区】 10 地区程度</p> <p>※中学校区単位の複数の公民館を1地区</p>	1, 000
	④小・中学校「ふるさと教育」講座 <ul style="list-style-type: none"> ・小中9年間を通した系統性・発展性のある「ふるさと教育」を展開するために、「校種間連携の進め方」や「中学校区の計画作成」などについての研修を市町村立小・中学校を対象に開催 <p style="text-align: center;">【H26～28の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中9年間を通した系統性・発展性のある「ふるさと教育」 ○学校を支援する地域の体制の充実 	420
	小計	

(イ) 実践活動推進事業

地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めるために、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業を有機的に連携させ、協働して子どもを育てていく活動をとおし、地域全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実践活動推進事業	①学校活動モデル事業交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・他のモデルとなるような学校・家庭・地域住民が連携協力して行う学校の活動に助成 <p style="text-align: right;">1校あたり上限10万円</p>	500

	②人材育成研修 ・地域の子育て新体制づくりにかかわるコーディネーター等の養成・資質向上のための研修と県推進委員会の設置	2, 188
	③社会教育主事講習派遣教員活動交付金 ・当該年度に大学で社会教育主事の資格を取得した教員のフォローアップ研修として行う学校・家庭・地域の連携協力に関する活動に係る経費を派遣元の学校に交付	600
小計		3, 288

(ウ) 市町村支援事業

学校支援、放課後支援、家庭教育支援、土曜日の教育支援等、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく、市町村の取組を支援します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
学校支援・ 放課後支援・ 家庭教育支援	①学校支援(学校支援地域本部) ・地域の実情に応じた仕組・組織のもとに、コーディネーターが核となり、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施 ②放課後支援(放課後子ども教室) ・放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供 ・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策の推進(放課後子どもプラン) ③家庭教育支援 ・市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を実施 ・親学ファシリテーター等の組織化等による相談対応 ・親学プログラムを活用した保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など	104, 634
土曜日の教育支援	④土曜日の教育支援 ・地域の多様な経験や経験や技能を持つ人材 ・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施 [課程内活動][課外授業][地域による活動] [その他]	1, 800

	※結集！子育て協働プロジェクト市町村支援 事業 ・補助率2／3（国1/3、県1/3、市町村1/3）	
小 計		106,434

②実証！「地域力」醸成プログラム

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として県民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に取り組んでいく「地域力」（自治・自立の理念に基づく地域の底力）を高める必要があります。

このため、人づくり・地域づくりの拠点である公民館に光を当て地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。

また、これまでの成果を全県的に波及させていくため、事例を丁寧に再検証し、地域力醸成のノウハウや手法を学ぶ機会を提供します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
実証！「地域力」醸成プログラム	①モデル公民館の事例を再検証し、地域力醸成のノウハウを全県的に波及。（県公連へ委託） ・モデル公民館訪問研修（県内2カ所） ・「地域力」醸成塾（県内2カ所）	4,000
	②地域の若者の公民館活動・地域活動への関心を高め、地域活動への参画を促す取組 ・大学との連携による調査・研究・事業提案（県内2カ所） 学生が公民館や地域について学び、学生の視点で若者の参画を促す公民館事業を企画・提案 ・公民館職員によるモデル事業の企画・実施 若手公民館職員が集まり意見交換をしながら、若者の参画を促す公民館事業を企画・実施（県内2カ所）	
	③公民館ふるさと教育推進モデル事業 [再掲]	(1,000)
小 計	(再掲分を含む合計)	4,000 (5,000)

③社会教育主事確保・養成事業

学校・家庭・地域住民の信頼関係に基づく実践活動を普及拡大し、三者の連携協力関係を県内各地域で具体的に構築していくため、県社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かしながら学校・家庭・地域の連携体制づくりを積極的に推進します。

あわせて、学校・家庭・地域住民が連携協力した社会教育事業の推進、島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進、地域社会における人づくり・地域づくりの推進を担う派遣社会教育主事・市町村社会教育担当者の資質の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育主事派遣制度	学校・家庭・地域住民の連携協力関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣	派遣者数23名 (6市9町1村)
社会教育主事講習派遣	公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、必要な講習へ派遣(上限20人)	5,000
地域教育力市町村支援事業	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回) ・市町村社会教育担当者研修会(年1回) ・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回)	1,672

④公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(文部科学省委託事業)

公民館等社会教育施設の活性化を目的として、地域人材による、若者の支援、防災・減災、家庭支援、地域振興など現代的課題に対応した課題解決するため実証を伴う、先進的支援プログラムを実施する。

事業名	事業内容	予算額(千円)
いじめや児童虐待予防に対応した親学プログラムの開発と地域人材の育成事業	いじめや児童虐待の未然防止を図る親学プログラムの開発とそのプログラムを進行できる地域人材を育成 ・新親学プログラムの開発 ・新親学ファシリテーター養成講座 実施機関：東部・西部社会教育研修センター	2,500
絵本でつながる親子の絆、地域の絆(未就学児の読書習慣の定着)	親世代の読書への理解とボランティアによる支えを効果的に進めるため、家族や親子の絆を深める機会を提供し、男性の主体的な参画を促す。 ・「ねえ！この本読んで。」プロジェクト ・「読みメン」プロジェクト ・地域の子ども読書応援隊 実施機関：県立図書館	2,000
その他	文部科学省申請中	2,500
小計		7,000

⑤家庭教育支援体制整備事業

「教育の原点は家庭教育にある」と言われ、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的な生活習慣の未定着等、様々な問題が発生しています。

こうした課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら社会総がかりで教育力を向上していく必要があります。

そこで、家庭教育の意識啓発を行うため、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAと連携し、また、その核となるPTA役員等の研修を通して家庭教育の支援体制を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制整備事業	地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会の開催 ①県PTA連合会合同連絡協議会の開催 ②PTA連合会合同研修会の開催 ・PTA役員等の資質及び指導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の高揚	220

【施策】

(2) 発達段階に応じた教育の振興 (Ⅲ-1-2)

子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切にしている心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

このような子どもの感性や人間性を育むために、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心などふるまい向上の視点を取り入れた「心の教育」を推進していく必要があります。

【主要事業】

①子ども読書活動推進事業

第3次「子ども読書活動推進計画」(H26～H30年度)の策定・進行管理を行うとともに、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども用バリアフリー図書整備事業	特別な支援の必要な子どもたちに本との出会いの機会を充実するとともに、県内全ての子どもたちが本をとおして世界を広げ、自立する力を育てる。 ・子ども用バリアフリー図書の整備 ・活用研修・広報啓発	9, 113
子ども読書活動推進会議	県内における子ども読書活動の推進方策について協議するため、島根県子ども読書活動推進会議を開催 ・第3次推進計画の進行管理や子ども読書活動における指導・助言	213
子ども読書フェスティバル	子ども読書フェスティバルの開催 (県内3か所での開催を予定)	750
県立図書館機能強化事業	県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を充実させるため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化 ①学校司書等の人材養成研修 ・学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修 ・子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修 ②司書配置の強化 ・人材養成研修実施に伴う司書の業務増を補うため、嘱託職員を3名配置し、併せて開館日や開館時間の増など直接サービスを改善	7, 038
小計		17, 114

②しまねのふるまい推進プロジェクト（社会教育課分）

県全体として「ふるまい（礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称）」の向上を目指し、特に子どもと保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着と家庭教育及び子育て支援の充実及び気運の醸成を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
しまねのふるまい 推進プロジェクト	各市町村における親学プログラムや親学ファシリテーターを活用した取組支援や公民館等への活動への助成を行います。 ①親学プログラムの普及・定着 ・親学プログラム市町村支援 ・親学プログラムの広報・啓発 ②公民館ふるまい推進事業 ・公民館を拠点とした、親子を対象としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援 ・公民館等へ活動助成金を交付（島根県公民館連絡協議会へ委託） 1 公民館あたり 5 万円程度	(1, 428) 2, 100
小計	(再掲分含む合計)	2, 100 (3, 528)

2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

【施策】

（１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、生涯学習推進施設や社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

【主要事業】

①社会教育研修センター事業

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおける指導者養成機能を強化し、市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的スキルを高めるための研修を実施します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育研修センター事業（人材養成事業）	①人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材〔社会教育指導者（市町村社会教育担当者・公民館等職員等）及び社会教育にかかわる方〕を養成する研修を実施 ○対象者別研修 社会教育の実践者としての役割について理解を深め、必要な知識や技術を学ぶ。 ・市町村担当者研修 ・社会教育委員研修 ・公民館等職員研修 ・コーディネーター研修会 ○社会教育主事講習〔B〕 文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習を実施 ②社会教育の情報提供 ・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 ・ホームページの充実 ③学習相談 ・学習相談に応じ、学習情報を提供（東部） ・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧（西部）	2,256

	<ul style="list-style-type: none"> ・放送大学の室内視聴・貸出（西部） ④市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施 	
社会教育研修センター事業（維持管理費）	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの維持管理に関する経費	10,824
小計		13,080

②図書館事業

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
図書館活動推進事業	<p>県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書の購入・選定・管理 ②図書館情報システムの運用 ③館内閲覧・貸出 ④調査相談（レファレンス） ⑤相互貸借 <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共図書館及び大学図書館との資料相互貸借 ⑥高齢者・障がい者郵送等貸出サービス <ul style="list-style-type: none"> ・最寄の図書館への来館が困難な高齢者や障がい者が在宅で県立図書館の図書を借りられるサービスを実施 ⑦団体等貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館等への図書の一括貸出 ・石見部では、西部読書普及センター（浜田市長沢町）を拠点に実施 ⑧研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等の司書職員等を対象に、専門性を高めるための研修や巡回訪問を利用した出前研修を実施 ⑨文化講座開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「出雲国風土記を読む会」「古文書を読む会」「しまね文学散歩」等の文化講座を定期的開催 ⑩広報啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・館報、図書館要覧の発行 ⑪図書館協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員10名、年2回程度開催 	93,226
市町村支援事業	県民にとって利便性の高い市町村立図書	340

	<p>館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る</p> <p>①特別貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館未設置町村及び蔵書の不足している市町村立図書館に対し、長期一括貸出を実施 <p>②協力巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営面の諸課題について助言指導 	
子ども読書支援事業	<p>児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る</p> <p>①幼児・児童読書普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども室の運営 ・読書普及指導員の派遣 ・親子読書アドバイザーの育成・支援 <p>②子ども読書推進講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどものつどい」や「子どもお楽しみ会」等の開催 <p>③学校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館への直接団体貸出等 ・市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ 	4, 515
郷土資料整備収集事業	<p>郷土資料の収集・保存・提供</p> <p>①郷土資料収集・保存対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施 <p>②郷土文献情報検索システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の記事・論文データ作成を進め、インターネットも活用して広く情報提供 <p>③郷土資料モニターと連携した資料収集</p>	16, 326
小計		114, 407

③青少年の家事業

小中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
主催事業	<p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。</p> <p>①サン・レイク フェスティバル</p>	2, 570

	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を開放し、プログラムを体験する場を提供するとともに、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。 ・湖面活動プログラムを広く県民に開放し、家族で楽しむ機会を提供する。 (5月、10月開催) <p>②にこにこファミリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同・交流体験等を通じて家族の交流活動を奨励し、家庭の教育力向上に資する。 ・親学プログラムを実施し家庭の教育力向上に資する。 (6月、10月、1月開催) <p>③青少年活動支援者養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上及び、社会貢献への意欲を高める。 (5月,10月開催、及び主催事業で演習) <p>④サマーチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小4から中3を対象に長期間の共同での生活体験、自然体験を通して、困難なことに立ち向かい、自分の力でやり遂げた達成感や友達と力を合わせる大切さを感じる機会を提供する。 (8月開催 6泊7日) <p>⑤キッズチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生(2,3,4年)を対象に、年間を通して継続して様々な体験活動を提供し、自然を身近に感じたり、創造性や協調性を育んだりする機会を設定する。 (年間6～7回) <p>⑥にんにんチャレンジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長児や小学生(1,2年)が家を離れて同年代の仲間と1泊2日を過ごすことで、基本的な生活習慣と集団生活の大切さを学ぶ機会を提供する。 (1月、2月開催) <p>⑦広報・啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施。 ・利用の手引き、活動プログラム資料、ホームページの充実を図る。 	
受け入れ事業	湖面活動(カッター、サバニ、カヌー)、野外活動(オリエンテーリング、サイクリング等)、創作活動(ガラス工芸、レザークラフト等)、スポーツ活動(キンボール、グ	18, 385

	ラウンドゴルフ等) など様々な体験や研修ができるようプログラムの提供や、指導を行う。	
青少年の家維持管理業務		1, 570
青少年の家内部管理業務		893
研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能を活かした体験活動プログラムの提供。 ・研修目的に応じたプログラムの提供。 ・団体の自主性を尊重したプログラムの作成を支援。 ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導を実施する。 	3, 651
運営委員会	運営委員 15 名、年 2 回開催	315
青少年の家指定管理事業等	青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行する。	63, 311
小 計		90, 695

④少年自然の家事業

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
主催事業	<p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。</p> <p>①利用団体指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修会を開催する。 <p>(前・後期各1回開催)</p> <p>②オープンデー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める。 <p>(春1回開催)</p> <p>③チャレンジ・ザ・サマー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに、絆や交流を深める。 <p>(年2回開催)</p> <p>④ジュニア・サマー・キャンプ、子ども探検隊 in 自然の家、ジュニア・ウインター・キャンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の中・高学年児童が、自然の関わりを通して様々な体験活動や宿泊生活を行い、人間関係能力を育む 	1, 707

	<p>とともに自然への興味・関心を高め、集団生活における規律を学ぶ。また、大学生ボランティアと参加児童との交流も図る。(各年1回開催)</p> <p>⑤かわいい子には旅をさせよう！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前園児(年長児)を対象に、宿泊を通して小学校入学のための心構えや基本的な生活習慣を身につけるとともに、小学1年生と交流も図る。(年1回開催) <p>⑥森と海のつどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクアスとの連携事業の一環。宿泊体験を通して、家族で森と海のつながりについて学び、かつ家族相互の交流を図る。(年2回開催) <p>⑦家族と楽しむ野外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外活動に関心を持つ保護者が、野外活動に必要な知識・技術について研修し、指導者としての実践力を身につけると共に、幼児期や小学校低学年時における体験活動の必要性を理解する。(年3回開催) <p>⑧中学生リーダー研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田管内中学2年生の次年度生徒会役員を対象。各中学校の生徒会を中心としたリーダーが集まり、グループミーティング等を通して、リーダーとしての自覚を持ち、また各校の取り組みを知り、交流を図る。(年1回開催) <p>⑨外部団体参画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上を目指し、NPO等の団体と協働して浜田管内の親子を対象に様々なプログラムを提供する。 <p>⑩広報・啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施。 ・所報、利用の手引き、活動資料、リーフレット、入所関係資料等を作成する。 ・自作チラシを作成し、広報活動に出かける。 	
受け入れ事業	<p>施設利用者に対し、様々な体験プログラムの提供や、研修指導や宿泊指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒険の森(フィールドアスレチック)活動、炊飯活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供。 	14, 439

運営委員会	運営委員14名、年2回開催	226
少年自然の家維持 管理業務		29,840
少年自然の家内部 管理業務等		22,309
小計		68,521

⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体が実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育関係団体 活性化事業	①県連合婦人会研修事業助成金	200
	②優良少年団体表彰	24
	③第37回中国・四国地区公民館研究 集会島根大会助成	500

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
生涯学習総合推進 事業	①島根県社会教育委員の会 ・社会教育法及び県条例に基づき委 嘱した社会教育委員の会議を開催 ※社会教育委員は、社会教育に関 し、教育委員会に助言し、又は 意見を述べるができる。	744
	②その他 ・各種負担金など	45

【施策】

(2) 芸術・文化の振興 (Ⅲ-2-3)

芸術・文化は、子どもたちの創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。また同時に、21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することも重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と芸術・文化の振興を図ります。

具体的には、本物の芸術・文化に親しむ機会を確保することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校・地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供や、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図ります。

【主要事業】

①青少年文化活動推進事業

学校文化部活動への支援により、青少年文化部活動の普及・振興を図り、児童生徒の文化活動に対する顕彰等を行うことで、青少年活動の向上を推進する。

事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年文化活動推進事業	○青少年文化活動の向上・推進 ・島根県児童生徒学芸顕彰 全国大会において入賞した児童、生徒を教育長が顕彰する。 ・全国大会出場校知事激励 合唱・吹奏楽・演劇・郷土芸能・日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に、知事激励金を授与する。 ○青少年文化活動の普及・振興 ・島根県高等学校文化祭の共催 島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、各分野別の基幹事業を共催する。 ・全国高等学校総合文化祭への参加促進 県高文連を通じて大会に参加する生徒の旅費を補助する。 ・高校文化活動に関する窓口機能強化 高校文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実を支援する。	8,290

②ふるさとティーチャー派遣事業

学校・家庭・地域の連携を推進することで、学校、地域の文化活動、文化部活動の活性化を図る。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさとティーチャー派遣事業	○指導者(ふるさとティーチャー)派遣 ・中学・高校の学校文化部活動に社会人指導者を派遣することにより、活動水準の維持・向上を図る。	9,095

	○地域と中学校の文化部活動支援 ・中学生文化部による自発的な地域貢献活動・異世代間交流活動を支援することにより、中学校文化部活動の活性化と地域社会との連携協力を推進する。	1,050
--	--	-------

③芸術鑑賞機会の提供

県内の児童・生徒に優れた芸術鑑賞の機会を提供する。

事業名	事業内容	予算額(千円)
芸術鑑賞機会の提供	○文化芸術による子供の育成事業 【巡回公演事業】(文化庁事業) 優れた舞台芸術の鑑賞及び公演団体による実演指導とワークショップを行う ○伝統文化親子教室事業(文化庁事業) 伝統文化・生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。 ○島根県児童演劇巡回公演 (社)日本児童演劇協会と連携し、良質で安価な児童劇を提供 ○島根県青少年劇場小公演 (財)日本青少年文化センターと連携し、良質で安価な公演を提供	—

《主要施策に係る資料集》

子どもは地域の宝です。

学校・家庭・地域の力を結集して
子どもを健やかに育てましょう。



結集！しまねの子育て協働プロジェクトのねらい

子どもの健やかな成長は県民総ての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、社会全体の教育力の向上を図ります。

島根県ではこれまでも子どもや学校を核にした事業に取り組んで来ました。

子どもの健やかな成長や地域の活性化に成果を上げていますが、課題もあります。

学校支援
地域本部事業

放課後子ども
教室推進事業

家庭教育
支援事業

ふるさと教育
推進事業



どの事業も

学校・家庭・地域が連携して
取り組む事業だから、
一緒に話し合えるといいね。

事業の枠を超えて、
地域の人が
いろいろな活動に
参加できるといいね。

事業ごとの取り組みではなく、
地域みんなが協力して、
継続して取り組める仕組みが
できるといいね。

市町村の実態にあわせて
独自に進める
新たな仕組みづくりが必要

新たな仕組みづくり(地域全体で教育に取り組む体制づくり)の提案

①

センターの 設置

情報と人材を集め、総合的に企画・調整・連絡を行う活動の拠点を設置しましょう。
(イメージ図を右のページに示しています。)

②

コーディネーター の配置

学校支援、放課後支援、家庭教育支援の取組を総合的に調整するコーディネーターを配置しましょう。

③

人材の養成と 情報の管理

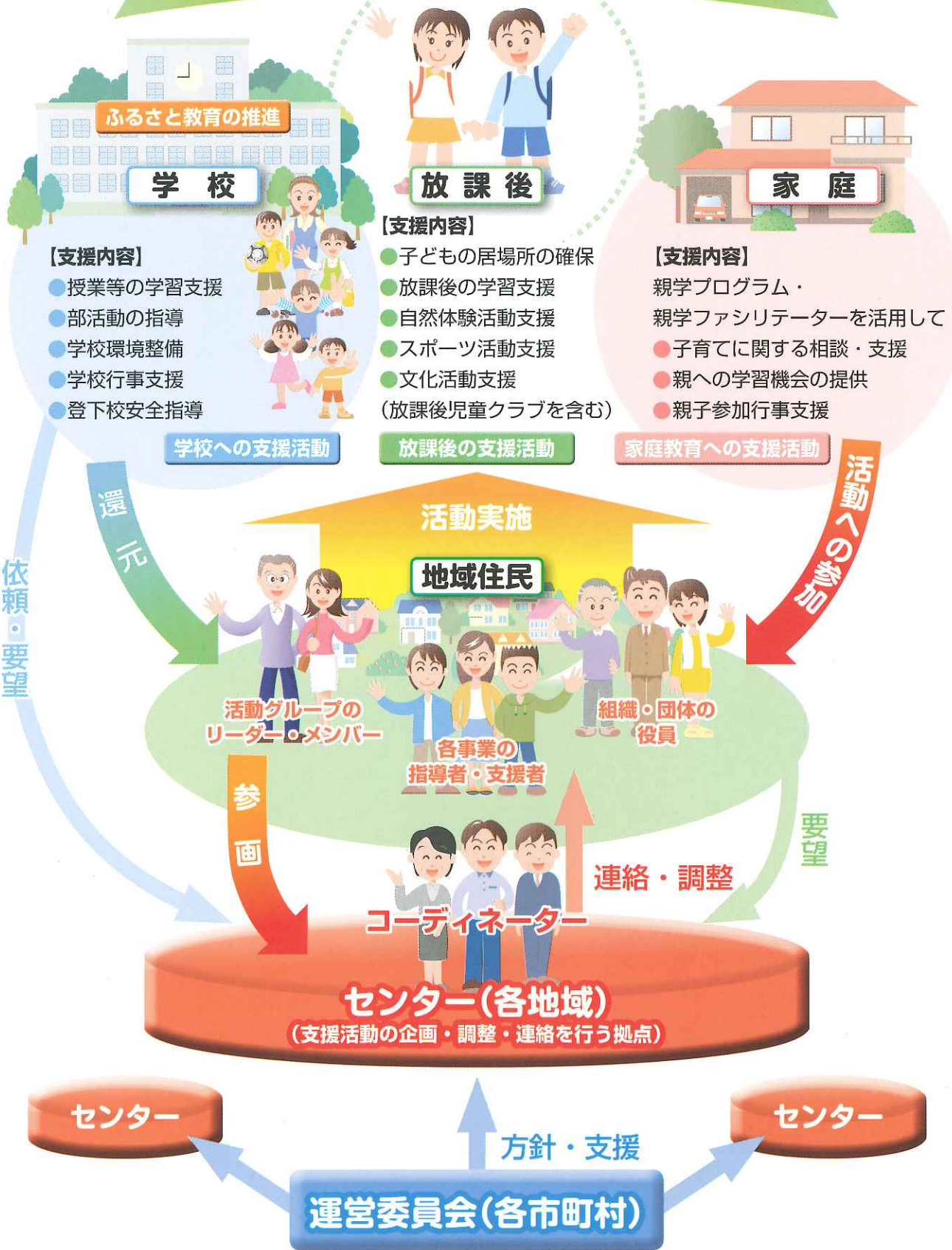
合同研修会の開催や人材バンクの一元化など、効果的に効率よく運営しましょう。

④

運営組織の 一本化

複数の会議を一つにまとめ、総合的に検討が進められる組織を作りましょう。

新たな仕組みづくりのイメージ図



センターのイメージは、学校支援地域本部をモデルにしています。公民館やボランティアセンターのほかに、学校の空き教室にセンターを設置する地域もあるでしょう。

センターには、コーディネーターが居て、学校への支援活動、放課後の支援活動、家庭教育への支援活動に関するニーズや情報を集約し、総合的にコーディネートします。

保護者や地域住民は、従来の事業ごとの活動ではなく、自分が希望する時間や内容に応じて活動することができます。

ふるさと教育推進事業

<子どもの現状・課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の不足
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の低下
- ・善悪の判断、規範意識の低下、思いやりの心の欠如
- ・家庭や地域の教育力の低下

☆学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進☆

めざす子ども像

自ら課題を見つけ、自ら学び考える子ども

学ぶ楽しさ

自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの・気高いものに感動する心などを持っている子ども

豊かな人間性・社会性

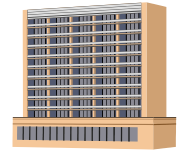
ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりすることができる子ども

ふるさとへの愛着と誇り

県

【市町村・各学校で展開される「ふるさと教育」への支援】

- ①市町村、各小中学校に交付金を交付
- ②小中連携して、より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ③市町村におけるふるさと教育を中心とした推進体制構築のための働きかけや支援
- ④学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供

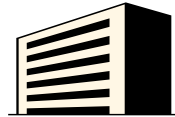


連携

市町村

【小中学校が連携した「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ①ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ②中学校区ふるさと教育推進連絡会議を開催
- ③教員が地域の特色や課題について知り、考える研修を実施
- ④「結集!しまねの子育て協働プロジェクト」との有機的な連携を促進しつつ、学校の支援体制の充実
- ⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施



学校

- 【小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」】
- ◎市町村立小中学校、全学級において年間35時間以上実施
 - ◎中学校区の「ふるさと教育」全体計画、一覧表の作成



☆学びの発展性・系統性☆

☆ふるさとの人と触れ合い、思いを感じる。

出会う

気づく

考える

生かす

☆ふるさとに親しみ、よさを知る。

☆ふるさとの人々の思いや生き方を学んで、考えたことを学習に生かす。

☆ふるさとのために自分にできることを考えて行動する。

低学年

中学年

高学年

中学校

ふるさとを「知る・愛する・学ぶ」のサイクル

家庭・地域

【学校への理解と支援】

- ①地域の「ひと・もの・こと」の提供
- ②地域に暮らす人の思いに触れる活動への協力

支援

【中学校区の「ふるさと教育」を支援する体制づくり】

- ①中学校区の学校支援体制や支援者のネットワーク化
- ②「ふるさと教育」を発展・補完・深化させるための事業の実施

還元

学校支援地域本部との連携

効果

子ども

豊かな心・感性の育成
地域への誇りと愛着の醸成
学習意欲の向上

学校

特色ある学校づくり
地域に開かれた学校
教員の積極的な地域への関与

地域

地域の大人の積極的関与
地域の教育力の向上
地域の活性化

小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」

A 中学校区ふるさと教育推進連絡会議

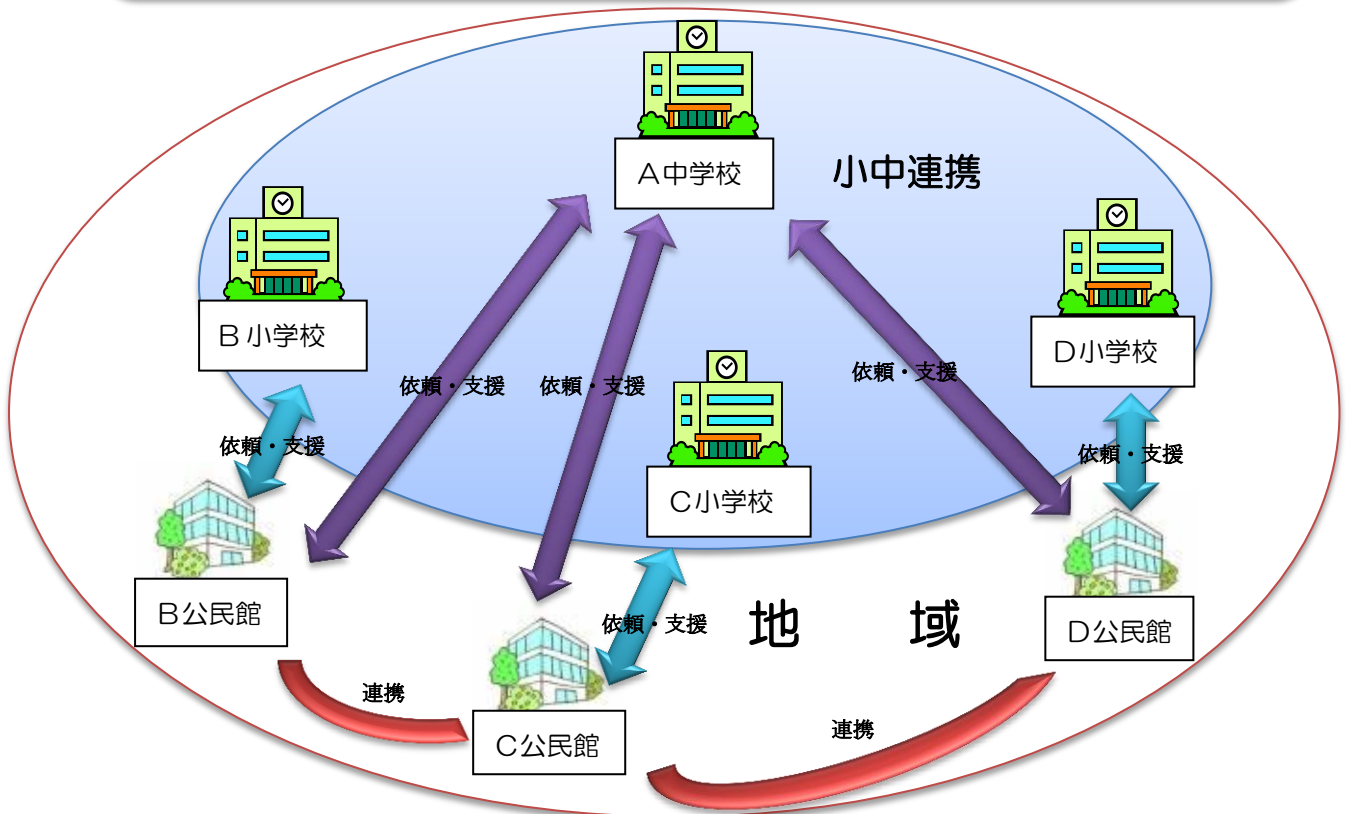
「ふるさと教育全体計画・一覧表」の作成

- 学習内容・取組の情報交換
 - 学習内容・取組のすり合わせ、見直し
 - 地域の教育資源の情報共有
 - 合同・一貫して取り組むテーマ・題材等の検討
 - 発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討
- など

<参加者(例)>

- 教頭
- 各校ふるさと教育担当
- 学校支援 CN
- <必要に応じて>
- 公民館職員
- ボランティア代表

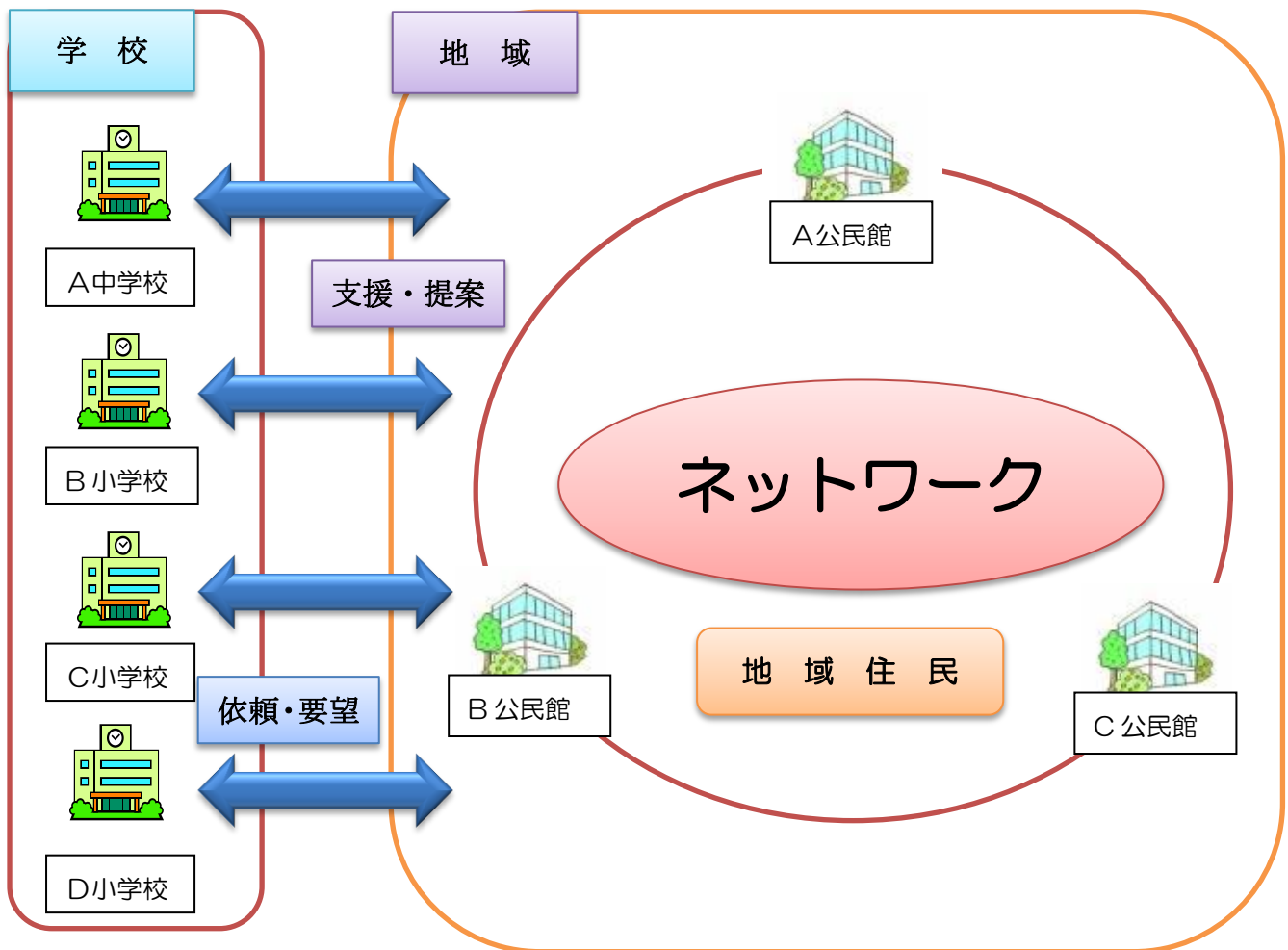
- ◎地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと教育」を各学校において実施
(全学級において 35 時間以上)
- ◎中学校区の全体計画・一覧表を元に小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」の実施 (H27～)



中学校区のふるさと教育を支援する地域の体制づくり

<中学校区の学校の支援体制のネットワーク化>

- 中学校区の小中学校の学校支援担当者（公民館職員、コーディネーター等）が学校支援について話し合う場を設定
 - ①それぞれに行っている学校支援活動について情報の共有
 - ②学校支援に活用できる地域の教育資源「ひと・もの・こと」の共有
 - ③中学校区の学校支援のあり方や体制について検討
 - ④新たな人材発掘、育成
 - ⑤学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討 など



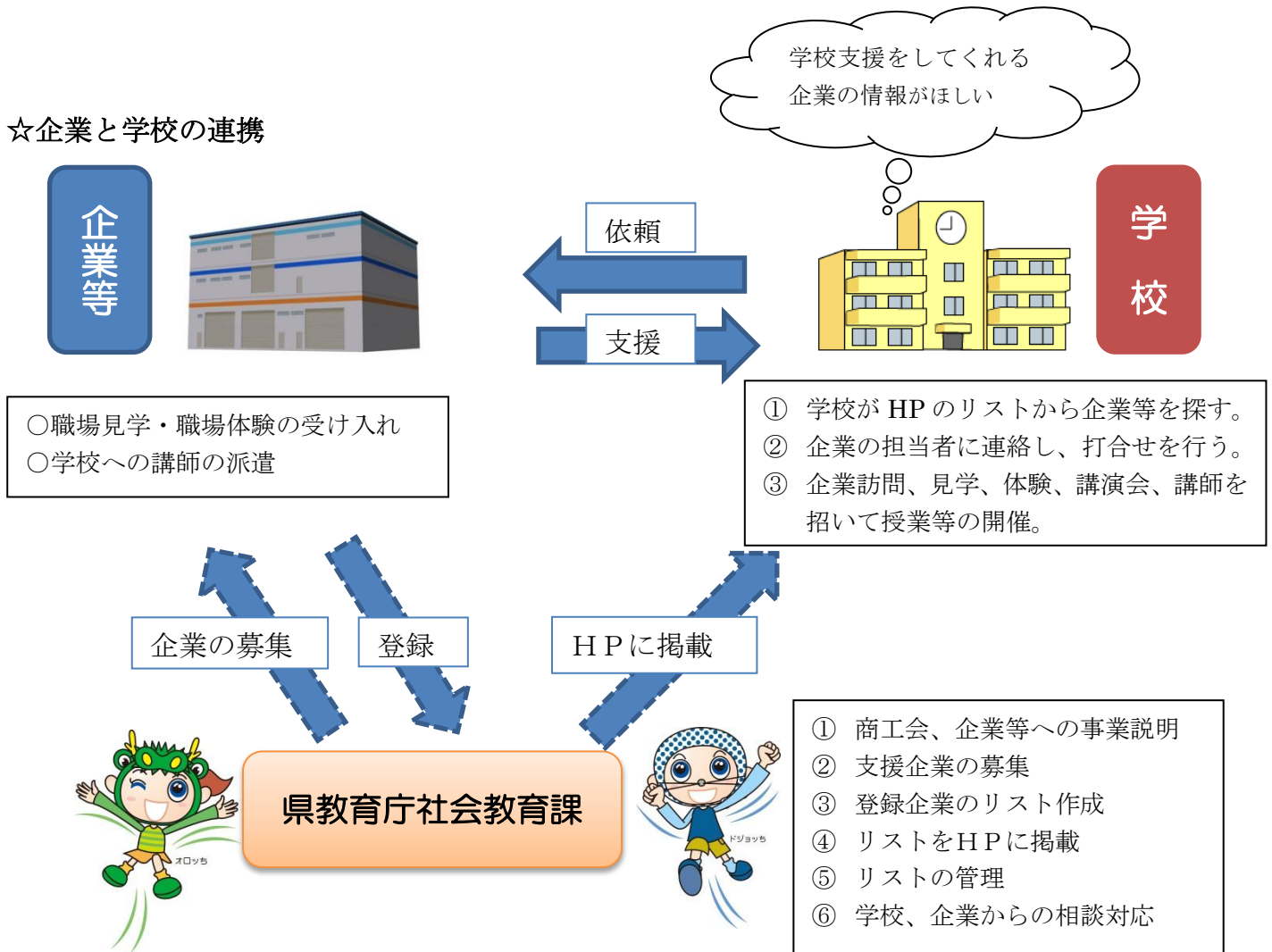
市町村

- 地域の実態を踏まえた中学校区ごとの学校支援体制づくりの方針
- 学校支援ボランティア人材発掘、育成の支援（研修、周知等）
- 学校支援体制の整備、支援体制のネットワークづくりへの助言・支援

企業等と連携した「ふるさと教育」の推進

「ふるさと教育」を支援してもらえる企業を募集して、リストを作成し、学校が企業と連携しやすい体制を整える。

☆企業と学校の連携



期待される効果

<企業等>
 ☆次世代を担う人材の育成、
 ☆社員、会社全体のモチベーションがアップ
 ☆企業イメージ、知名度の上昇、地域貢献
 ☆若者の意識把握

<学校>
 ☆学習の幅が広がり、学習活動が充実する。
 ☆より専門的な知識、技能に触れることができる。
 ☆夢が広がり、将来への展望が持てるようになる。

地域全体で子どもを育む機運の高まり

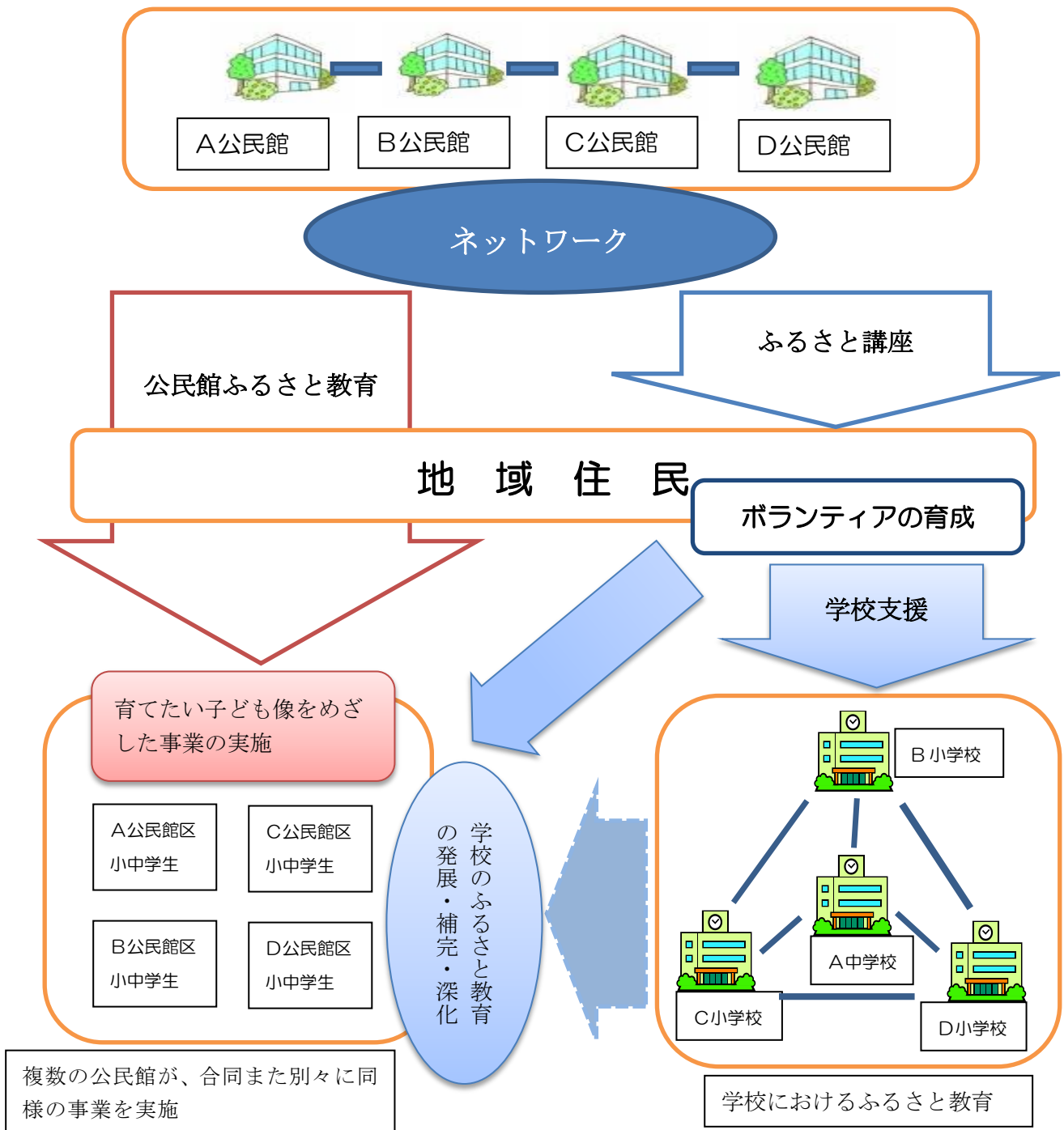
公民館ふるさと教育推進モデル事業

(1) 中学校区で育てたい子ども像を共有して、公民館ふるさと教育を実施

- 学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。
- 子どもたちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えてもらいたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材した事業を実施したり、学校に提案したりする。

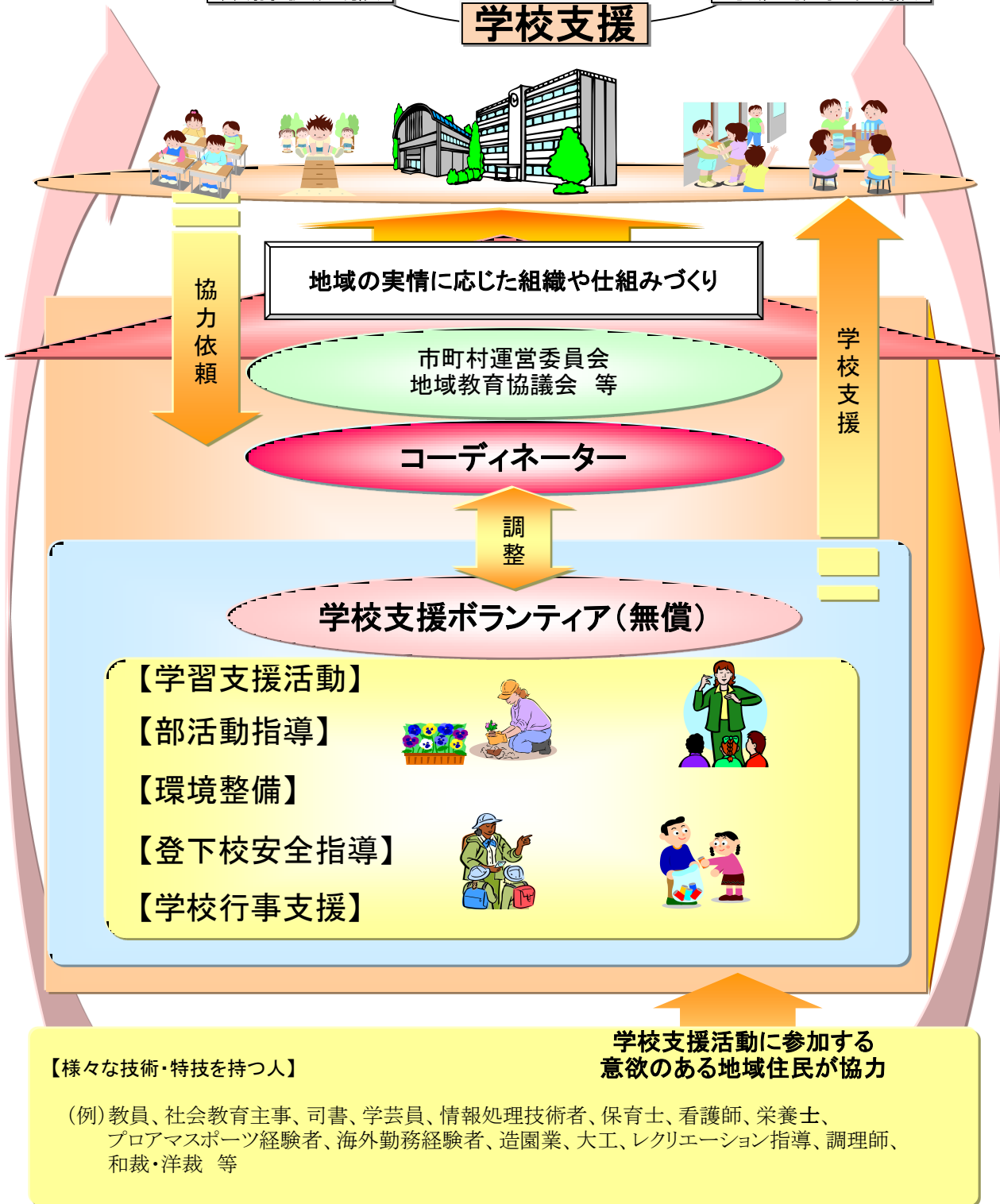
(2) 地域住民を対象としたふるさと講座を実施

- 地域住民を対象としたふるさと講座を実施し、公民館ふるさと教育ボランティア、学校支援ボランティアを育成する。



学校支援

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



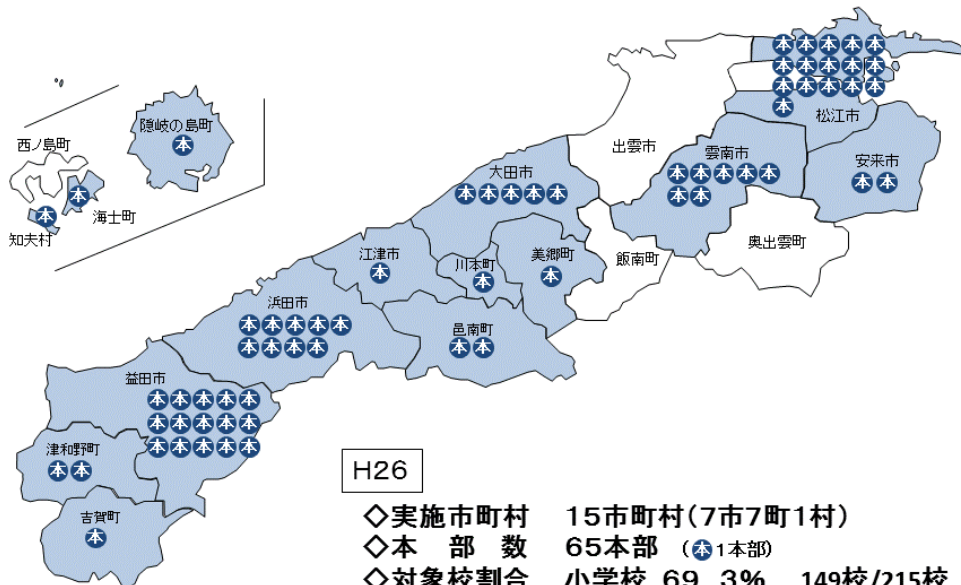
社会教育で学んだ成果を生かす場に
子どもと向き合う時間の拡充
地域の教育力の向上

【様々な技術・特技を持つ人】

学校支援活動に参加する意欲のある地域住民が協力

(例) 教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理技術者、保育士、看護師、栄養士、プロアマスポーツ経験者、海外勤務経験者、造園業、大工、レクリエーション指導、調理師、和裁・洋裁 等

平成26年度 学校支援事業実施予定



- H26
- ◇実施市町村 15市町村(7市7町1村)
 - ◇本部数 65本部 (本1本部)
 - ◇対象校割合 小学校 69.3% 149校/215校
中学校 68.7% 68校/ 99校
 - ◇補助事業活用

学校支援事業（学校支援地域本部） 市町村別実施状況

(平成26年3月)

	市町村名	事業実施		学校支援地域本部数		対象学校数			
		H25	H26	H25	H26	中学校		小学校	
						H25	H26	H25	H26
1	松江市	○	○	16	16	17	17	35	35
2	安来市	○	○	1	2	1	2	4	8
3	出雲市			0	0	0	0	0	0
4	雲南市	○	○	7	7	0	0	18	16
5	奥出雲町			0	0	0	0	0	0
6	飯南町			0	0	0	0	0	0
7	浜田市	○	○	9	9	9	9	20	18
8	大田市	○	○	5	5	5	6	14	16
9	江津市	○	○	1	1	4	4	8	8
10	川本町		○	0	1	0	1	0	1
11	美郷町	○	○	1	1	2	2	2	2
12	邑南町	○	○	2	2	3	3	8	8
13	益田市	○	○	16	15	12	12	17	17
14	津和野町	○	○	2	2	2	2	5	5
15	吉賀町	○	○	1	1	4	4	5	5
16	海士町	○	○	1	1	1	1	2	2
17	西ノ島町			0	0	0	0	0	0
18	知夫村	○	○	1	1	1	1	1	1
19	隠岐の島町	○	○	1	1	4	4	7	7
	県合計	14	15	64	65	65	68	146	149
	県内公立学校総数					99	99	221	215
	対象校の全学校数に占める割合					65.7%	68.7%	66.1%	69.3%

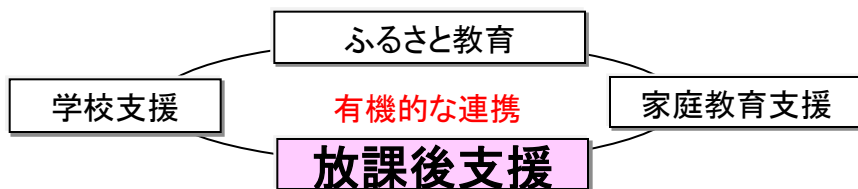
※平成26年度の数値は平成26年度仮申請書から転記。

※県小学校数・中学校数は、「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

放課後支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

コーディネーター

(活動の企画、地域との連絡・調整)

教育活動推進員

(学習や活動のプログラムを中心的に実施)

教育活動サポーター

(プログラムのサポートや安全管理)

【活動の例】

○学習活動
宿題の見守り・指導
読み聞かせ

○体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動

○交流活動
自由遊び
昔遊び
地域行事への参加

○その他
職場体験・見学など

放課後児童クラブ (厚生労働省)

放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室の活動に参加するなど、連携して実施

学校(学校支援地域本部)・
公民館・図書館など

活動場所の提供や
学習・体験プログラムの共有など様々な形で連携・協力

参画

地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

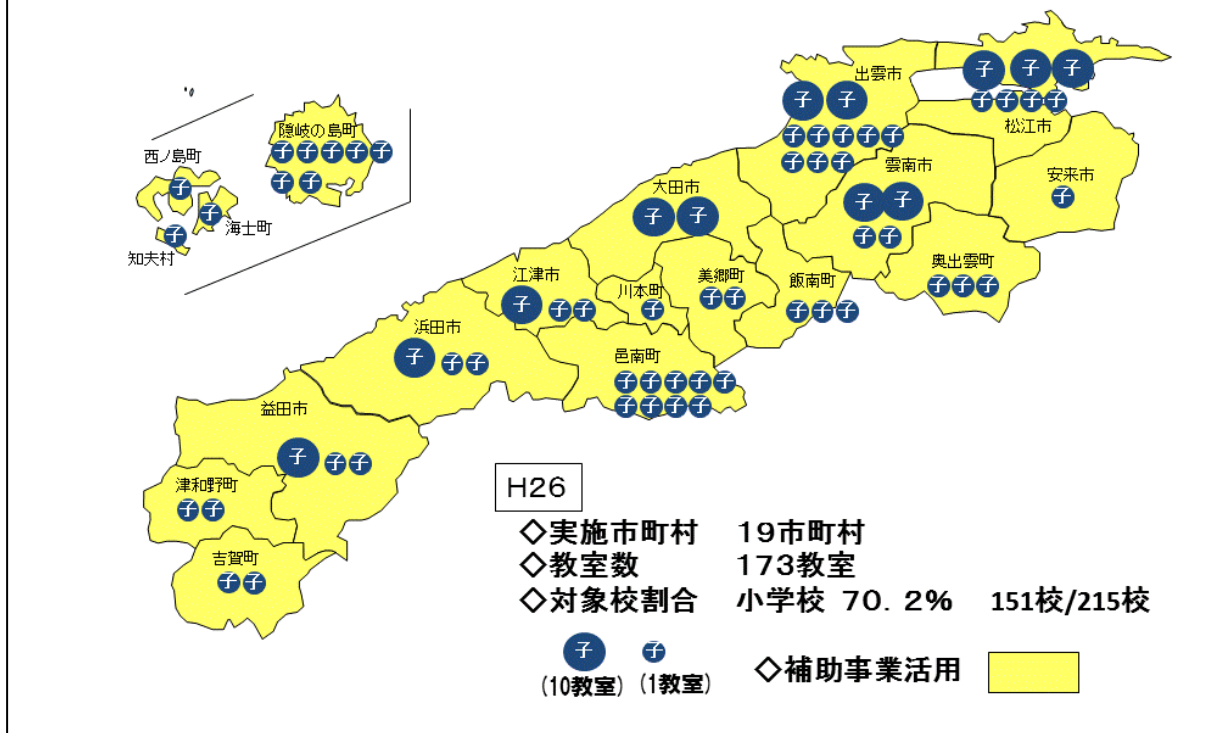
参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など
地域全体で活動に参画・協力



平成26年度放課後支援事業実施予定



放課後子ども教室・放課後児童クラブ 市町村別実施状況

(H26年3月現在)

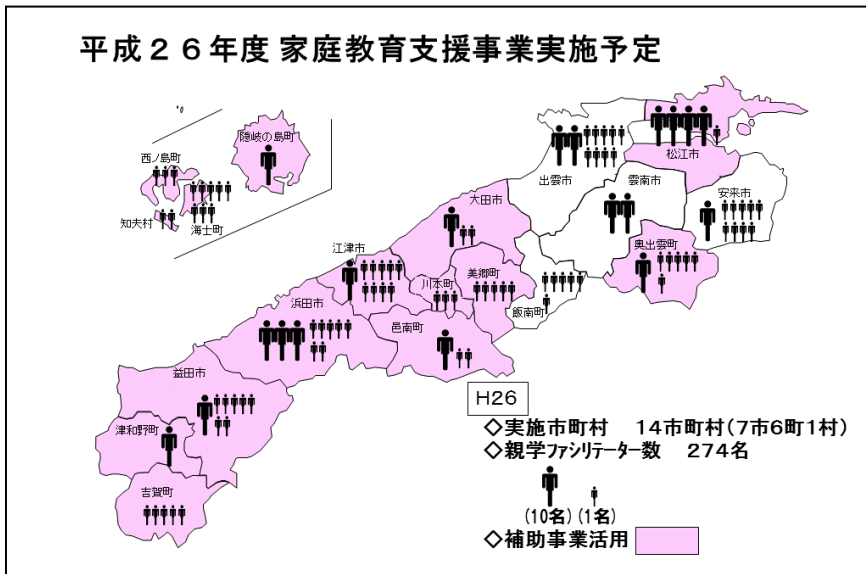
市町村名	放課後子ども教室(A)		放課後児童クラブ(B)		A、Bいずれかを 実施の小学校区数	A、B両方を実施の 小学校区数	A、Bいずれかを実施 及びA、B両方を実施 の小学校区数	未実施校区数	小学校区数
	開設教室数(見込) (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数					
松江市	34	33	59	30	5	29	34	1	35
安来市	1	4	11	11	11	0	11	6	17
出雲市	28	26	43	36	12	25	37	4	41
雲南市	22	16	9	7	9	7	16	1	16
奥出雲町	3	3	7	7	10	0	10	1	11
飯南町	3	3	0	0	2	1	3	1	4
浜田市	12	10	17	16	6	10	16	2	18
大田市	20	11	7	5	7	5	12	4	16
江津市	12	8	7	7	1	7	8	0	8
川本町	1	1	0	0	1	0	1	0	1
美郷町	2	2	0	0	2	0	2	0	2
邑南町	9	8	8	8	0	8	8	0	8
益田市	12	11	12	9	4	8	12	5	17
津和野町	2	2	6	5	4	1	5	0	5
吉賀町	2	2	5	5	4	1	5	0	5
海士町	1	2	1	2	0	2	2	0	2
西ノ島町	1	1	1	1	0	1	1	0	1
知夫村	1	1	0	0	0	1	1	0	1
隠岐の島町	7	7	4	7	0	7	7	0	7
県計	173	151	197	156	78	113	191	25	215
校区対比		70.2%		72.6%	36.3%	52.6%	88.8%	11.6%	

※放課後子ども教室見込み数は、平成26年度仮申請書(各市町村作成)から転記。

※放課後児童クラブ数は厚生労働省放課後健全育成事業実施状況調査(平成25年5月1日現在)をもとにした、平成26年3月現在聞き取り調査による。

家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。



家庭教育支援事業(親学プログラム・親学ファシリテーターの活用)市町村別実施状況

(H26年3月現在)

	親学プログラムを活用した研修会数〔回〕					研修参加者数(延べ)〔人〕				
	H22	H23	H24	H25	計	H22	H23	H24	H25	計
計	51	118	216	189	574	1,478	3,562	6,217	4,499	15,756

H22～24 県による親学ファシリテーター養成開始

H22～24 県による親学ファシリテーターの派遣

H25～ 市町村が実施主体となり、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用し研修実施

土曜日の教育支援

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜日の教育支援体制の構築を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

土曜日の教育支援

有機的な連携

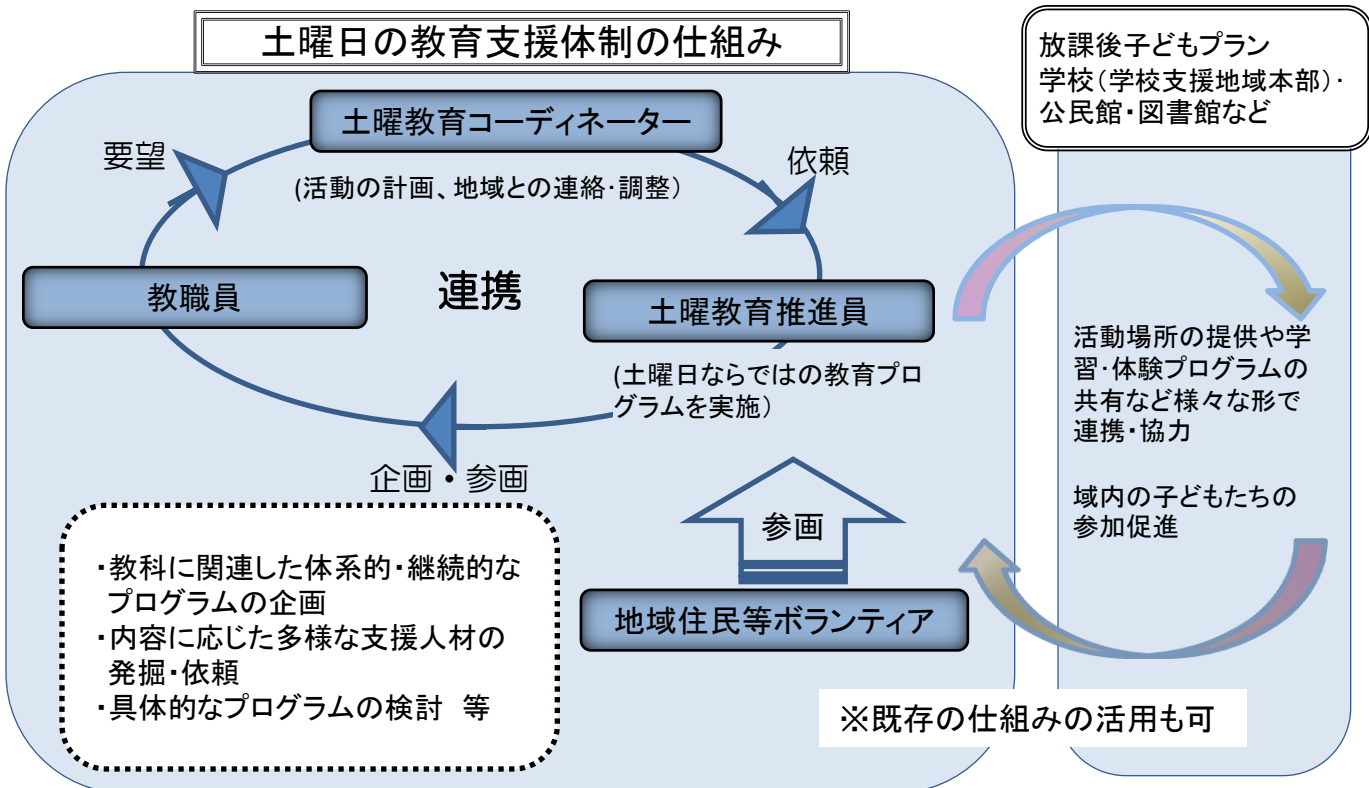
学校支援

ふるさと教育

家庭教育支援

放課後支援

土曜日の教育支援体制の仕組み



【土曜日ならではのプログラムの実践 教育活動例】

社会人と語る キャリア教育

- ・様々な職種・経験をもつ社会人から学ぶ。
- ・仕事を模擬体験し、将来の自分を考える。

芸術家による 「本物」の文化体験

- ・プロの芸術家による作品制作や鑑賞方法を指導
- ・地域のイベントや学校行事等とタイアップした作品展示の場のセット

在外経験者や 外国人による英語学習

- ・“今日から使える”楽しい英会話
- ・“目指せ英検3級”

学習機会の拡充を図る 「学力向上ゼミ」

- ・エンジニアによる“使える算数・数学講座”
- ・科学実験教室

実証！「地域力」醸成プログラム

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた
「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】

いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因……個人主義が浸透しているため：56.1%

(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

- 閉塞感打破への期待感
- 広域化した地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育をめぐる「社会病理現象」
- 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆し

公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

大人世代を巻き込む！

実証事業

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み)をモデル公民館を選定して実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起を図る。

【事業内容】

- モデル公民館の選定 [平成19～24年度]…76か所(128館)
- 選定方法
 - ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
 - ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
 - ・県内の公民館が応募した企画提案を審査するため、公開でプレゼンテーション大会を開催
- 事業費の助成
300千円～800千円の事業費を3か年助成
- 情報発信
モデル公民館の選定から実証事業・成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る
- 部局連携
他部局と連携し、「一般枠」「子育て支援枠」「中山間地域実践枠」「婚活枠」「高齢者枠」「地域の歴史・文化枠」「国際枠」「中山間地域農業枠」を実施

公民館活動に光をあてる意義

- 住民主体の学習・実践活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→大人の意識改革
- 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわれない実効性のある取り組みになる。

「地域力」醸成の気運 → 地域の元気を取り戻す

実証！「地域力」醸成プログラム

公民館活動 = 地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

- 「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に多くの地域住民を巻き込んでいく仕組み)を、共有化し普及・活用する
- 学校教育と社会教育との連携による生涯にわたる「切れ目ない教育活動」を実施
- 若者の地域活動への参画を促す

モデル公民館訪問研修（県内2か所程度）

- ◇ 優れた取組をしているモデル公民館を実際に訪ね、直接関係者から地域力向上に公民館が果たした役割やさまざまなノウハウについて習得する。
 - モデル公民館を訪ねて様々なノウハウを習得
 - 県内2か所で実施
 - 各公民館でプレゼンテーション、実地見学、熟議等

「地域力」醸成塾（県内2か所程度）

- ◇ 公民館が地域力を高めるため、課題を見つけ、その解決に向かい、どのような動き方をすれば企画を立ち上げることができるのか等について議論を行い、社会教育的な手法を学ぶ。
 - 企画プレゼンテーションに参加しなかった公民館等へ関係者が赴き、新たな活動を企画・実施
 - 希望する公民館から地域バランス等を考慮して2か所を選定

若者の地域参画促進事業〔新規〕

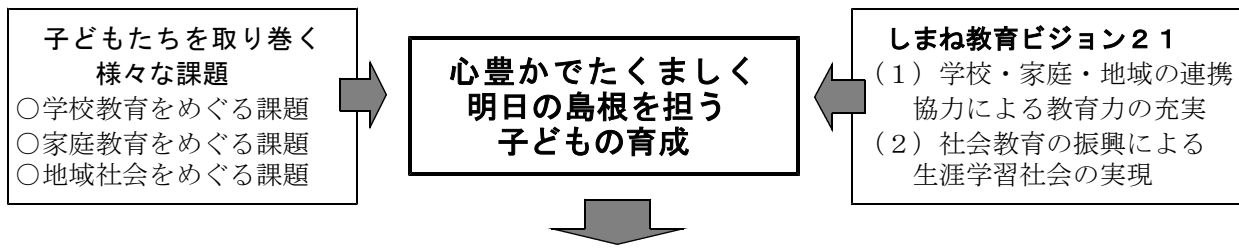
- ◇ 若者の地域活動への関心を高め、地域活動への参画を促す取組
 - 大学生が公民館活動・地域活動等の実態調査をし、地域の若者を巻き込んだ公民館事業を企画・提案する。
 - 公民館職員による意見交換会・事業の企画・検討（県内2か所程度）

公民館ふるさと教育推進モデル事業〔新規〕

- ◇ 中学校区単位の複数の公民館が連携して実施する。
 - 中学校区の育てたい子ども像を共有して、公民館ふるさと教育を実施
 - 地域住民を対象としたふるさと講座を実施

- ◇モデル公民館のノウハウ・スキルを全県へ波及（地域における取組の活性化）
- ◇公民館を核とした若者を対象とする学習活動、実践活動の充実

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域住民が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③地域社会における人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（結集！しまねの子育て協働プロジェクト等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもの教育や子育てを支援する地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成

【派遣者数と派遣先】（平成26年度）

- ◆派遣者数 23名
- ◆派遣先市町村数 6市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進 など

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	←	→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2) ←													→ 派遣社会教育主事 (市1/2、町村1/4)						市町村名
			1998 H10	1999 H11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26				
松江	松江市	松江市		1	1	1	1	1	1											松江市			
		鹿島町	1	1	1	1	1	1															
		島根町	0.5																				
		美保関町	1	1	1																		
		八雲村	1	1	1	1	1	1	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
		玉湯町	1	1	1	1	1	1															
		宍道町	0.5	1	1	1																	
		八束町		1	1	1	1	1	1														
松江	東出雲町	東出雲町	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	安来市	安来市																					
出雲	出雲市	出雲市																	出雲市				
		平田市	1																				
		佐田町	1	1	1	1	1	1	3	2	2												
		多伎町	1	1	1	1	1	1															
		湖陵町	1	1	1	1	1	1															
		大社町	1	1	1	1	1	1															
	出雲	雲南市	大東町	1																雲南市			
			加茂町	1	1	1	1	1	1														
			木次町					1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2				
			三刀屋町		1	1	1																
			吉田村	1	1	1	1	1	1														
			掛合町	1	1	1	1	1	1														
出雲	奥出雲町	仁多町																	奥出雲町				
		横田町	1																				
出雲	飯南町	頓原町																	飯南町				
		赤来町	1	1	1	1	1	1															
浜田	大田市	大田市				1	1	1	1										大田市				
		温泉津町		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		仁摩町																					
	浜田市	浜田市	0.5	1	1	1	1	1	1										浜田市				
		金城町	0.5					1	1	1	4	4	4	4	3	3	3	2		2	2		
		旭町	1	1	1	1	1	1	1														
		弥栄村		1	1	1	1	1	1														
	浜田	江津市	江津市	0.5	1	1	1	1	1	1		1	1	1						江津市			
			桜江町	1																			
	浜田	川本町	川本町	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	川本町			
			邑智町	1	1	1	1	1	1														
		美郷町	大和村	1														1	1	1	美郷町		
羽須美村			0.5	1	1	1	1	1	1														
瑞穂町			0.5							1	1	1											
石見町						1	1	1	1														
益田	益田市	益田市		1	1	1	1	1	1										益田市				
		美都町								1	1	1	1	1	1	1	1	2					
	津和野町	津和野町		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	津和野町				
		日原町	0.5						1	1													
		柿木村								1	1			1	1	1	1	1					
益田	吉賀町	六日市町	0.5						1	1									吉賀町				
		海士町	1	1	1	1	1	1															
隠岐	隠岐の島町	西ノ島町	0.5																隠岐の島町				
		知夫村	0.5	1	1																		
		知夫村	0.5	1	1																		
		隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1					
		派遣者数	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22	23				
		市	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6				
		町村	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10	10				
			35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16	16				

ふるさと教育を推進する人材の育成（社会教育主事の資格取得）

★全ての公立小中学校に1名以上の有資格者配置をめざし、ふるさと教育を中心とした学校・家庭・地域が一体となった教育推進の体制を強化する。

社会教育主事講習

全9単位

社会教育の意義 社会教育の計画と実際 学校・家庭・地域の連携
教育における現状や現代的課題 教育行政の取組 等

受講

資格取得

学校

ふるさと教育を担当（社会教育主事有資格者）

- ◎学校における「ふるさと教育」の推進役
- ◎学校と地域をつなぐキーパーソン
- ◎行政部局、団体等との連携窓口
- ◎学校の取組に関する情報発信
- ◎校内への社会教育にかかる情報発信

学校における「ふるさと教育」の推進

- ①全体計画の作成
- ②年間指導計画の作成
- ③全学年年間35時間以上実施
- ④小小・小中の連携推進

★担当教員に期待される資質・能力

- ・学校・家庭・地域の連携の重要性の認識
- ・開かれた学校づくりの推進役
- ・地域づくりに向けた住民活動への理解
- ・体験活動の推進に係る情報ネットワーク
- ・幅広い人材ネットワーク



指導助言

要請・相談

助言・支援

依頼・相談

【県の役割】

- 有資格者の養成（社会教育主事講習への派遣）
- 有資格者への支援（活動紹介、研修機会の充実）
- 配置状況の把握と配置による成果等の調査
- 養成機関（大学）との連携

市町村教育委員会



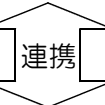
ふるさと教育の継続的推進

- ①ふるさと教育推進事業実施計画の策定
- ②ふるさと教育推進のためのネットワーク会議の開催
- ③中学校区ふるさと教育推進連絡会議の設置
- ④教職員研修の実施
- ⑤「結集！しまねの子育て協働プラットフォーム」との有機的連携
- ⑥ふるさと教育を発展・補充・深化させるための生涯学習・社会教育事業の実施

派遣指導主事

ふるさと教育のPDCAを指導・助言

- ①担当教員に指導助言、支援
- ②校内職員に指導助言、支援
- ③中学校区の取組に指導助言・支援



派遣社会教育主事

地域の支援体制の構築

- ①学校のニーズに基づき担当教員を支援
- ②公民館やコーディネーターへの助言・支援
- ③関係機関・団体との連携（情報提供・収集・相談）

相談 助言・研修支援

公民館（コーディネーター）

学校における「ふるさと教育」の支援と連携

地域における「ふるさと教育」の推進

中学校区の公民館の連携体制づくり

支援・協力

実践の場の提供

成果の発表

企業

社会教育関係団体

サークル

ボランティア団体

農業・漁業関係者

社会教育施設

文化遺産

伝統行事

地域行事

地域の

ひと

もの

こと



公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

【いじめや児童虐待予防に対応した親学プログラムの開発と地域人材の育成】

東部・西部社会教育研修センター

いじめや児童虐待予防という子育てに関わる喫緊の社会的課題に対処するため、県および市町村関係課、地域人材、地域団体等が連携・協働し、いじめや児童虐待の未然予防を図る親学プログラムの開発とプログラムを進行できる地域人材の育成を図る。

学習プログラムの開発【平成 25・26・27 年度】

「いじめや児童虐待予防に対応した『親学プログラム』の開発」

- 関係各機関と連携した学習プログラムの開発
- プログラムのモデル実施・検証

地域人材の育成【平成 26・27 年度】

「いじめや児童虐待予防に対応した親学プログラムを進行できる『地域人材の育成』」

- 養成講座の実施
- 県内 200 名の地域人材（親学ファシリテーター）の育成

プログラムの内容

いじめや児童虐待はどの家庭にも起こりうる問題であるため、すべての子育て層を対象にした学習プログラムを開発。

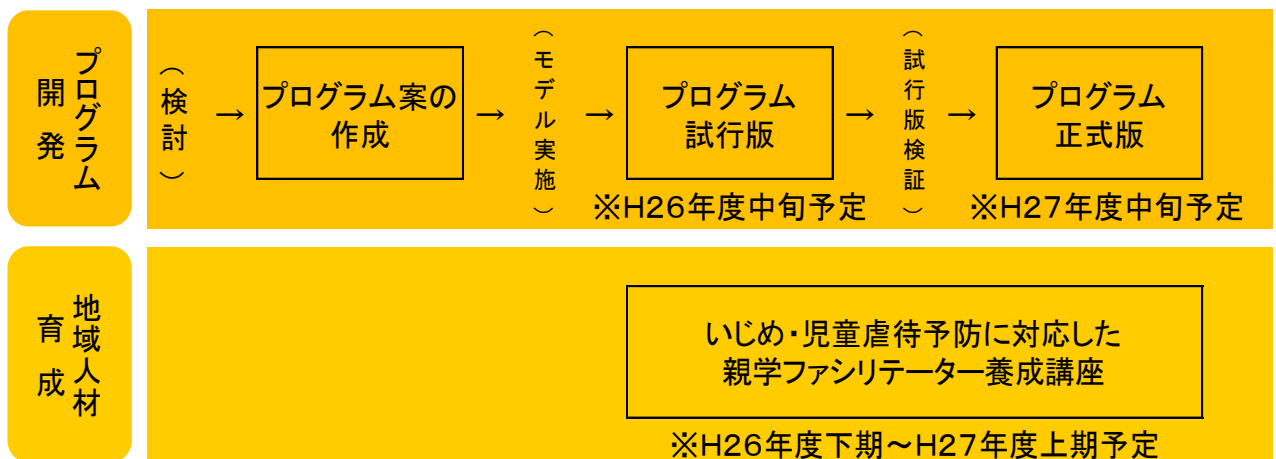
- 親の社会的役割・公共性について考えるプログラム
- さまざまなつながりを作るプログラム（親同士・親と地域・親と学校等）
- いじめや児童虐待、その他人権をテーマとして扱うプログラム

スケジュール

<平成25年度>

<平成26年度>

<平成27年度>



公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム

【絵本でつながる親子の絆、地域の絆】

県立図書館

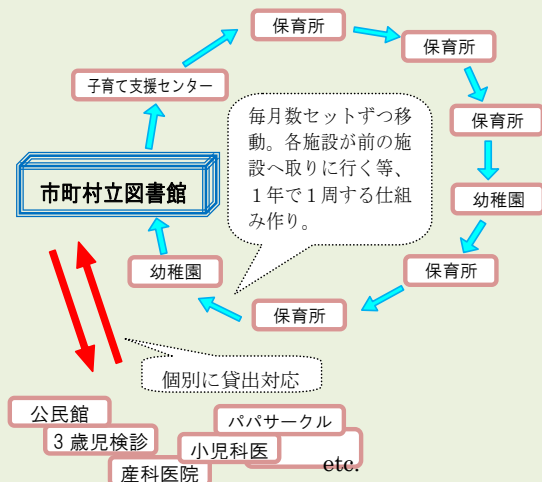
未就学児の読書習慣の定着をめざし、「親世代の読書への理解」と「ボランティアによる支え」を効果的に進めるため、読み聞かせによる家族や親子の絆を深める機会の充実と、男性の主体的な参画を促す。

目指すところは・・・ **家庭で、子どもが親に絵本の読み聞かせをせがみ、親が子どもに絵本の読み聞かせをすること**

読書環境の整備 【平成 25・26・27 年度】

「ねえ！この本読んで。」プロジェクト

- 「しまね子育て絵本」1,050冊の活用
〈市町村における流れの例〉



親への普及啓発 【平成 25・26・27 年度】

「読みメン」プロジェクト

読み聞かせで何を読んで良いかわからない、とりわけ父親への読み聞かせ体験の機会を提供。

- 公民館、育児サークル等で、乳幼児を持つ親、祖父母に向け、啓発活動を実施
- 「読みメン手帳」の作成、活用

プロジェクトを支える人への支援 【平成 25・26・27 年度】

地域の子ども読書応援隊

- ・親子読書を県内全域に広げる親子読書アドバイザーの支援
- ・各地で活動しているボランティアのネットワーク化を図り、資質向上を図る。

- 親子読書を推奨する親子読書アドバイザーの第2次養成
- 親子読書アドバイザーステップアップ講座
- 親子読書アドバイザーの活用促進
- 研修会の開催
- 各地域で活動するボランティアのネットワーク化（全体交流のつどいの開催）

2年目
新規

【平成 26・27 年度】

特別な支援の必要な子どもたちへの
読書活動の支援

バリアフリー図書活用 ボランティア講座

- ①特別な支援の必要な子どもへの関わり方
- ②バリアフリー図書の活用事例と演習

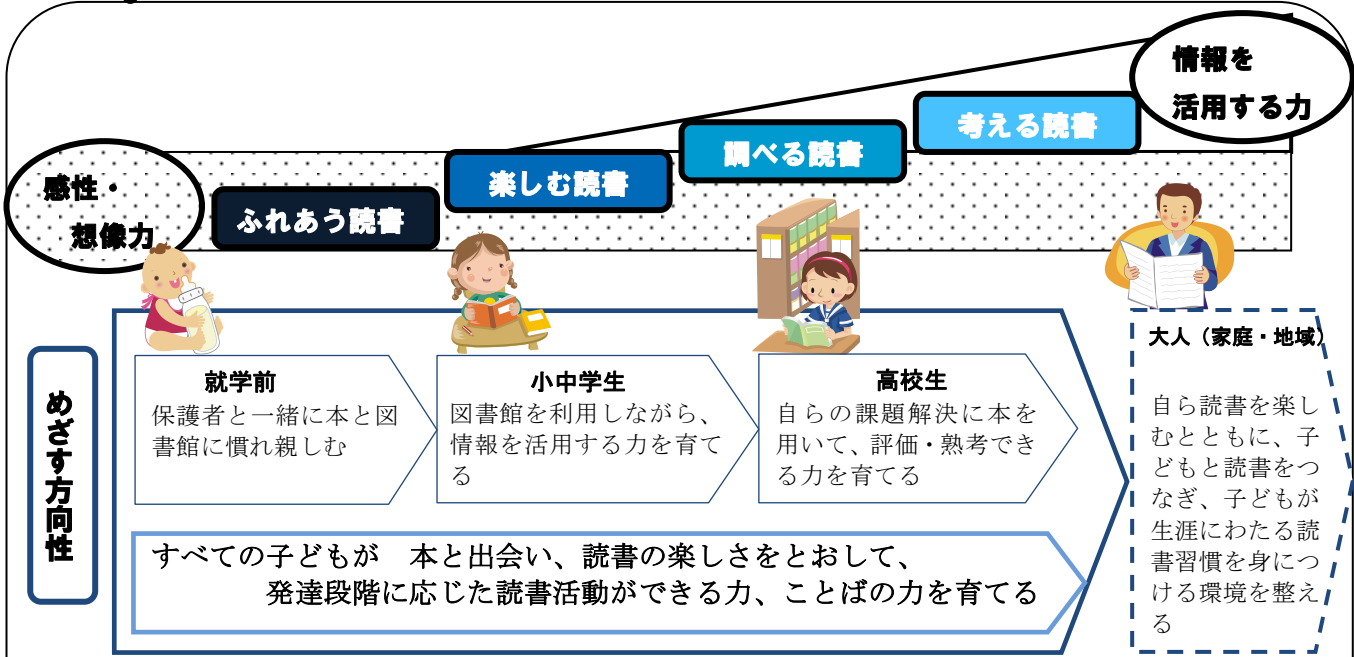
「子ども読書県しまね」

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの

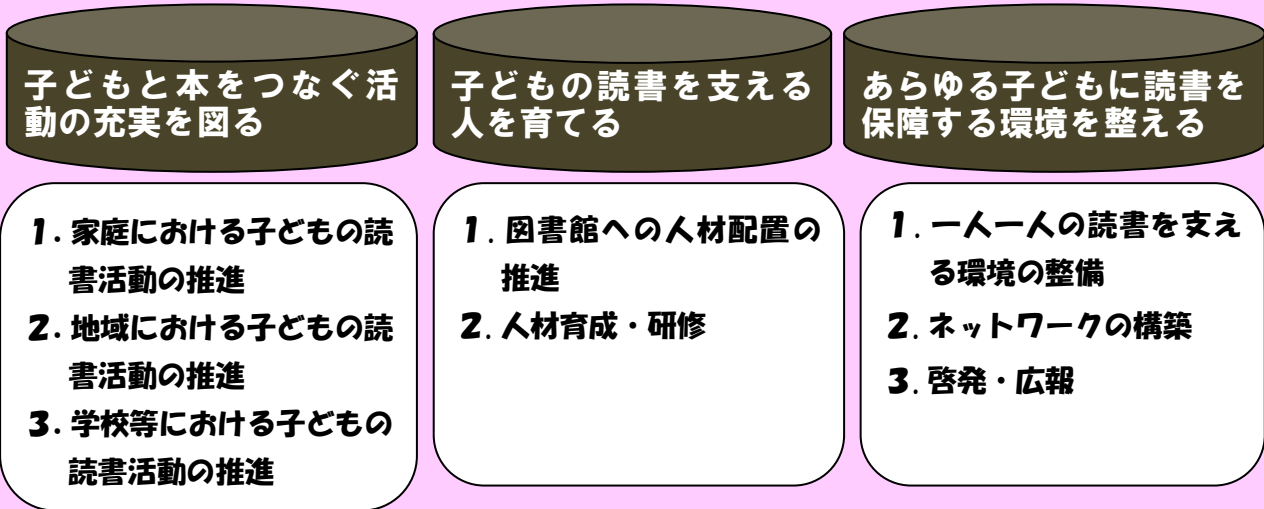
(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)



本に親しみ本から学び より豊かに生きる力を育てる



基本目標



子ども用バリアフリー図書整備事業



【期待される効果】

- 子どもたちと本との出会いの機会の充実
- 読書ボランティア団体と障がいのある方との連携
- 島根県オリジナル本の活用・促進
- 人権意識の啓発、子どもたちの人権学習の理解促進



★子ども用バリアフリー図書整備★

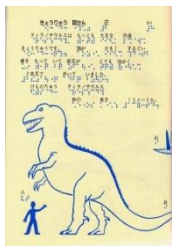
県立図書館・西部読書普及センターに子ども用バリアフリー図書を整備



大型絵本
(本が大きくなっている)



録音図書
(音声がついている)



点字本
ユニバーサルデザイン絵本
(点字や絵文字がついている)



島根県に関する本を点字・録音図書化



布絵本
(絵が触れる)

★バリアフリー図書の普及★

読書ボランティア団体や学校での活用を促すとともに、住民への周知を図る

啓発イベント

読みメン
パーク

本へ
飛び込め

子ども読書
フェスティ
バル

etc.

・バリアフリー図書の紹介・活用

・布絵本の地元での作成へのきっかけづくり等

バリアフリー図書活用研修

【対象】

学校司書等
親子読書アドバイザー
ボランティア

【内容】

- ・特別な支援の必要な児童・生徒の理解
- ・バリアフリー図書の活用事例と演習



平成26年度 しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組

社会教育課

◇しまねのふるまい推進プロジェクト（H25～H27）のねらい ふるまいの定着

- ・子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着
- ・家庭教育及び子育ての支援の充実

親学プログラムの普及・定着

各市町村におけるふるまいの定着や家庭教育支援において、親学プログラムや親学ファシリテーター活用が図られるための支援を行う。

<事業内容>

- ① 親学プログラム市町村支援
 - ・市町村が行う親学プログラムの普及・定着のための経費支援
 - ・市町村への指導・助言
- ② 親学プログラムの広報・啓発
 - ・親学プログラム活用事例の周知・活用案の提案等
 - ・現行プログラムの改良や活用拡大の検討

公民館ふるまい推進事業

親世代をはじめとする大人のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、親子でのふるまいに関する取組を推進していきます。

<事業内容>

- ① 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ② 子どもと若い親世代が、より多くの人と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ③ 地域の若い親世代を支え、家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動

※ 1公民館あたり助成金を5万円程度とする。【40公民館程度】（上限：10万円）
本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。

<事業例>

- ・親子参加型のワークショップ
- ・ふるまいをテーマにした親学講座
- ・親子を対象に、学校や団体等と連携した事業 など

学校教育における長期宿泊体験活動の推進

子どもたちをめぐる現状と課題

★現 状

- いじめ、ひきこもり、不登校など悩みを抱える児童生徒の割合が依然として高い。
- 人間関係形成能力、コミュニケーション能力、規範意識等の低下
- 自分に自信がもてない、将来の夢が持てない子どもの割合が高い
 - ◆本県における不登校児童生徒（H24 学校基本調査）

小学校	172名	※ 1,000人あたりの不登校児童生徒の割合
中学校	567名	1.33人（全国1.11人）

★原 因（予防的に取り組むべき課題）

- 直接体験の不足（汗して働く体験、自然体験、生活体験）
- 生活習慣の乱れ（夜更かし、ネット・ゲーム依存、朝食欠食など）
- 希薄な人間関係（家庭・地域での大人との関わり、仲間との関わりが少ない）



直接体験の機会と場の提供

- ★自分でやり遂げた達成感を味わう（充実感、達成感、自信）
- ★仲間と協力してやり遂げた達成感を味わう（連帯感、達成感）
- ★責任を果たし、自分が役に立った実感をもつ（責任感、自己有用感、自尊感情）
- ★目標に向け、苦しいことも我慢してする・人と合わせる（忍耐力、協調性）
- ★共同生活のルールを守りながら、衣食住などについて自分のことは自分でする
- ★本物の自然や文化に触れ、価値を実感する

青少年教育施設の活用



国の調査報告から

- ◇体験は、発達の時期によって必要な体験がある
 - ◇体験によって、「生きる力」につながる資質や能力の向上が期待できる。
 - 自尊感情 共生感 意欲・関心 規範意識
 - 職業意識 人間関係能力 文化的作法・教養 等
 - ◇体験の豊かな子どもほど、学力が高い
 - 読書量が多い ほか
- H22.10 国立青少年教育振興機構調査報告

学校における体験活動推進のため、家庭や地域の理解を求めながら、青少年教育施設、公民館等において意図的・計画的、継続的に実施していく必要がある

長期の宿泊体験活動の必要性

- ・生活体験ができる(繰り返しの機会がある)
- ・能動的動きまで、待つ時間的ゆとりがある
- ・親から離れ、自立の機会となる
- ・新たな仲間づくりのきっかけとなる

1泊2日

2泊3日

3泊4日以上へ

(国立三瓶青少年交流の家、県立少年自然の家、県立青少年の家)

- ◎県内の子どもたちが身近な自然に親しんだり、人と力を合わせてできた喜びを感じたり、挨拶や整理整頓など基本的な生活習慣を身につけたりする直接体験の機会と場を積極的に提供
- ◎子どもたちの体験活動の推進により課題の解決を図るため、より長期にわたる集団宿泊体験活動の取り組みを促すとともに、施設職員による相談・支援機能を強化

地域と中学校の文化部活動支援事業

【目的】

- ・発表の機会の少ない文化部活動の発表の場の提供
- ・学校・家庭・地域の理解と関心の高揚

「中学生の文化祭～アートフェスティバル」の開催
H14年度～H24年度 全11回開催

地域との連携協力を図ることで、地域での関心を高める

当初の目的を
生かした
改善

中学生の企画による地域に即した、発表の場・回数の拡大

地域と中学校の文化部活動支援事業

【ねらい】 中学生の文化部活動の活性化

家庭・地域の理解と関心を高揚

ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む

【対象】 中学校文化部

【内容】 地域において以下の活動を実施する場合の活動費、1校あたり上限 50 千円
50 千円×20校支援

○地域貢献活動（福祉施設への訪問活動、地域活動への参画など）

○異世代間交流活動（保・幼への指導・交流、公民館サークルとの連携など）

期待される効果

中学生の
自尊感情の醸成

中学校と地域における
文化部活動の活性化

地域住民の
中学生への理解促進

【学校】 ふるさと教育担当教員

【地域】 学校支援コーディネーター

連携・協力による

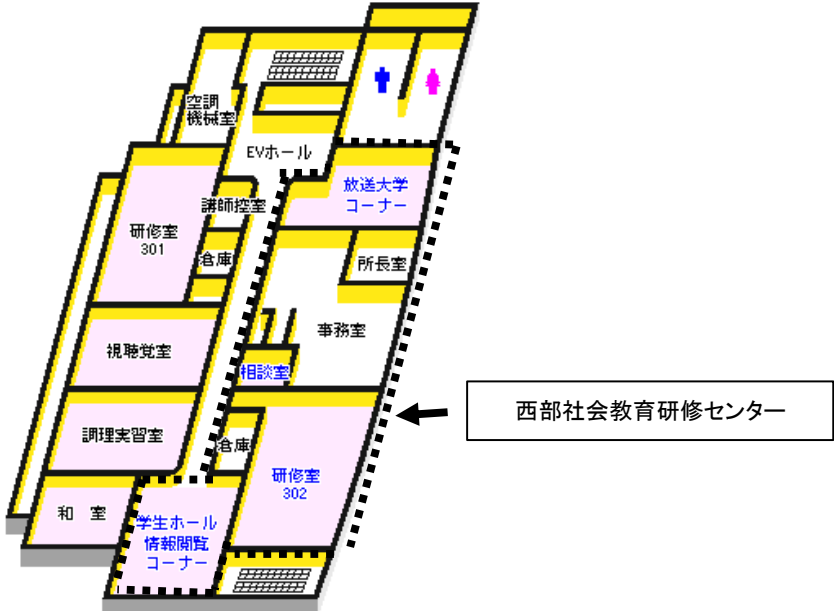
文化部活動の活性化

Ⅲ 県立社会教育施設の概要

1-(1). 東部社会教育研修センター

施設所在地	出雲市小境町1991-2 (県立青少年の家「サン・レイク」2階)			
連絡先等	TEL	0853-67-9060	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。 ②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。 ③学校と家庭・地域の連携推進。 これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・東部社会教育研修センター事務室 視聴覚センター (サン・レイク2階平面図)</p> <p>The diagram shows the 2nd floor layout. Key areas include: 多目的ホール (Multi-purpose hall), 調理実習室 (Cooking practice room), 試食室 (Tasting room), 資料室 (Resource room), 憩いの間(和室研修室) (Rest area/Japanese room study room), 茶室 (Tea room), WCs for men and women, 自働販売機 (Vending machines), 和室 (Japanese rooms) numbered 210-219, 教員室 (Teacher room), 新館室(大和室) 208 (New building room/Omura room), and 事務室 (事務室) (Office) 201. There are also EV charging spots, a bicycle parking area, and a staircase labeled '非常口' (Emergency exit).</p>			
業務内容	<p>① 人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]を養成する研修を実施 <input type="checkbox"/>対象者別研修 <input type="checkbox"/>社会教育主事講習[B] ② しまね学習支援プログラムの開発・普及・検証[調査・研究] <input type="checkbox"/>親学プログラムの普及・定着 <input type="checkbox"/>いじめや児童虐待予防に対応した親学プログラムの開発・検証 ③ 社会教育の情報提供 <input type="checkbox"/>情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <input type="checkbox"/>ホームページの充実 ④ 学習相談 <input type="checkbox"/>学習相談に応じ、学習情報を提供 <input type="checkbox"/>視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) <input type="checkbox"/>情報閲覧コーナーでの教材貸出・閲覧(西部) <input type="checkbox"/>放送大学の室内視聴・貸出(西部) ⑤ 市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施</p>			
施設整備費				
運営形態	青少年の家 参照			

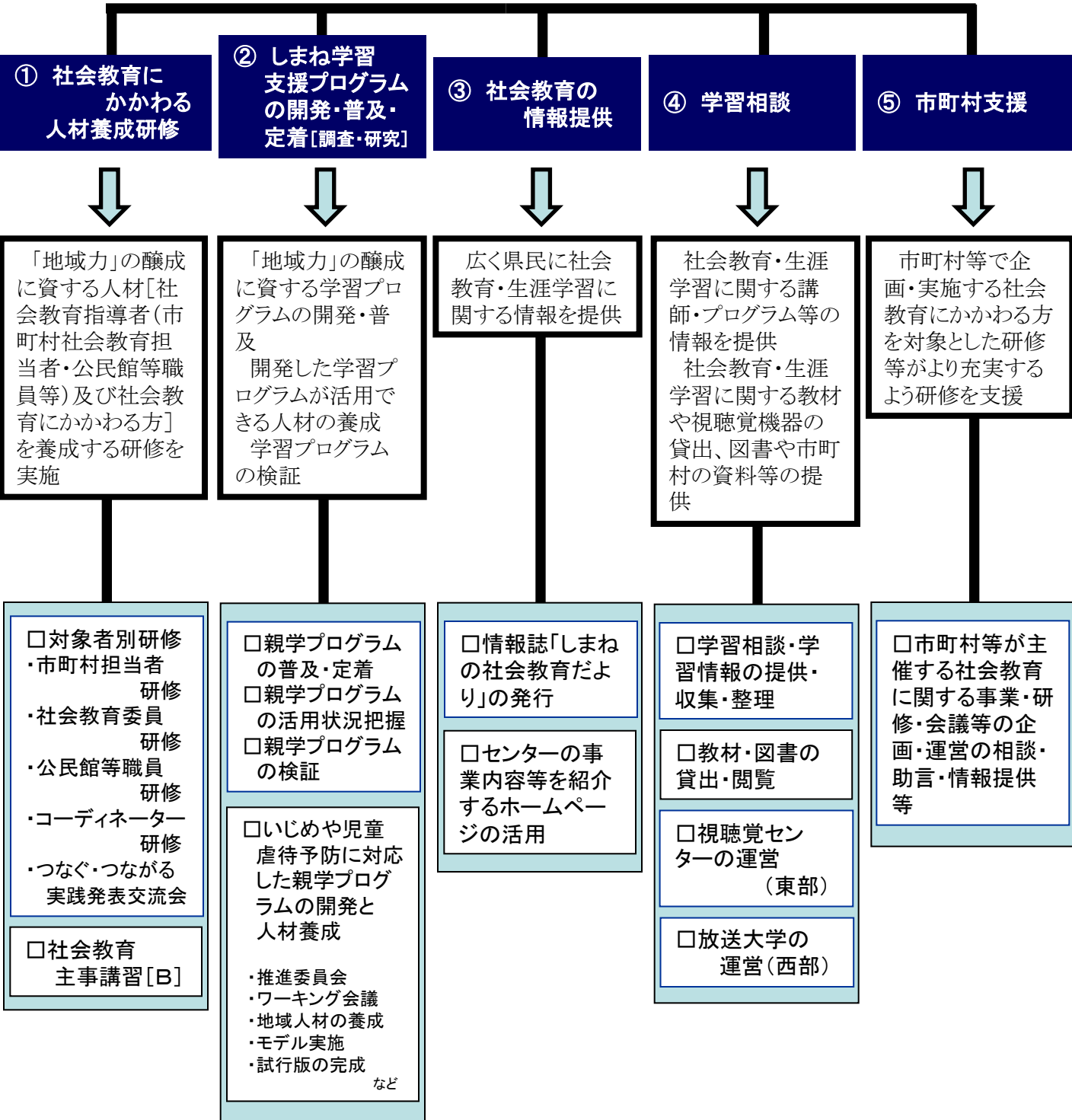
1-(2). 西部社会教育研修センター

施設所在地	浜田市野原町1826-1(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②生涯学習・社会教育に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・西部社会教育研修センター 事務室 研修室 学習相談室 情報閲覧コーナー 放送大学コーナー (いわみーる3階平面図)</p> 			
業務内容	<p>① 人材養成研修 「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]を養成する研修を実施 <input type="checkbox"/>対象者別研修 <input type="checkbox"/>社会教育主事講習[B]</p> <p>② しまね学習支援プログラムの開発・普及・検証[調査・研究] <input type="checkbox"/>親学プログラムの普及・定着 <input type="checkbox"/>いじめや児童虐待予防に対応した親学プログラムの開発・検証</p> <p>③ 社会教育の情報提供 <input type="checkbox"/>情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <input type="checkbox"/>ホームページの充実</p> <p>④ 学習相談 <input type="checkbox"/>学習相談に応じ、学習情報を提供 <input type="checkbox"/>視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部) <input type="checkbox"/>情報閲覧コーナーでの教材貸出・閲覧(西部) <input type="checkbox"/>放送大学の室内視聴・貸出(西部)</p> <p>⑤ 市町村支援 市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう研修支援を実施</p>			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上。			
運営形態	<p>～H16:県直営 H17～:県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

平成26年度 県立東部・西部社会教育研修センターの事業概要

生涯学習の理念が実現される社会に向けて、「地域力」の醸成に資する人材「社会教育指導者・担当者(市町村社会教育担当者、公民館職員等)及び社会教育に関わる方」の養成に重点を置き、計画的な研修を実施する。

研修センター機能：「地域力」の醸成に資する人材の養成



2. 図書館

施設所在地	本館：松江市内中原町52 西部読書普及センター：浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.lib-shimane.jp/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	<p>生涯学習の拠点施設「知の拠点・ナビゲーター」「県内読書施設の総本山」として、県民がだれでも、どこでも、図書館サービスを受けられる島根の実現を目指し、平成21年3月に策定した「島根県立図書館振興計画」の5つの目標及び使命(ミッション)の達成を25年度までの目標とする。</p> <p>①地域の図書館を支援する図書館 ②郷土の歴史や文化を大切に、情報発信する図書館 ③子どもの読書活動を支援する図書館 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 ⑤情報の拠点になる図書館</p> <p>設置根拠：社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例</p>			
施設概要	<p>鉄筋地上2階地下2階建</p> <p>・1階 こども室・学習室・集会室 館外奉仕室・書庫 コンピュータ室他 2,192.28㎡</p> <p>・2階 一般資料室・中央カウンター 郷土資料室・参考資料室 館長室・事務室他 1,752.36㎡</p> <p>・地下書庫：1,453.60㎡</p> <p>・駐車場：46台 ・駐輪場：173.70㎡</p> <p>・蔵書数：801,122冊 (H24年度末)</p> <p>(西部読書普及センター分を含む)</p> 			
業務内容	<p>①地域の図書館を支援する図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県各市町村立図書館等への運営支援 ・全県的図書館相互協力ネットワークの構築 ・図書館サービスを支える司書研修センター機能の充実 ・先進的図書館事業の実施と市町村立図書館等へのフィードバック <p>②郷土の歴史や文化を大切に、情報発信する図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集・保存 ・郷土資料の提供 ・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 ・郷土資料のPR・紹介 <p>③子どもの読書活動を支援する図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書の普及・啓発 ・学校図書館への積極的支援 ・島根の子ども読書センター機能の充実 ・「子ども読書活動推進計画」の実施 <p>④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題解決・調査研究支援 ・住民の生活上の問題解決支援 <p>⑤情報の拠点になる図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄積してきた資料・情報を活用した提供、調査サービス ・情報技術の活用による図書館サービス ・遠隔地、高齢者、障害者等利用者像を想定したサービス 			
施設整備費	2.0億円(S43竣工)、3.5億円(S58増築)、2.6億円(H13改修)、0.32億円(H25耐震補強等)			
運営形態	県直営			

1 事業実績(平成25年度)

(1) 館内サービス(26年2月末現在の見込み数)

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	239日	*年度
年間入館者数	256,000人	
一日平均入館者数	1,070人	

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	46,500人
	郵送	65人
団体		170団体

・貸出冊数・人数

区分	貸出冊数	貸出延人数(件数)
来館	240,000	73,000
	100	60
郵送		
団体	9,000	2,000
計	249,100	75,060
一日平均	1,042	314

インターネット利用貸出冊数	
	1日平均
8,000	27

ウ 調査相談(レファレンス)

・受付件数 9,000件

エ 予約(リクエスト、リザーブ、購入希望)

・受付冊数 14,500冊

オ 各種講座受講者数(26年2月末現在) *12月は耐震工事で休講

「出雲国風土記」を 読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -入門-(毎月)	古文書を読む会 -中世近世-(毎月)	成人読書会 (毎月)
476人	154人	520人	229人	109人
子どもおたのしみ会 (毎月)	親子で絵本を 読む会(隔週)	おとうさんといっしょ に絵本を読む会 (毎月)	こどものつどい	合計
244人	240人	90人	108人 (七夕会・中止) クリスマス会108人	2,170人

*七夕会は読みメンパーク inしまねのため中止

(2) 館外サービス(26年2月末現在)

貸出種別 (分類)	団体利用		一括貸出	合計冊数	構成比
	団体貸出	読書会			
総記	205	0	177	382	0.5%
哲学	104	7	170	281	0.3%
歴史	124	70	263	457	0.5%
社会科学	303	0	482	785	0.9%
自然科学	362	0	501	863	1.0%
工学	708	0	1,021	1,729	2.0%
産業	181	6	397	584	0.7%
芸術	335	108	602	1,045	1.2%
語学	86	0	139	225	0.3%
文学	1,248	3,142	8,048	12,438	14.7%
子ども	44,481	9,230	11,973	65,684	77.8%
合計	48,137	12,563	23,773	84,473	100.0%

2 蔵書冊数

(1) 館内サービス用

区分分類	平成24年度							平成23年度末 蔵書冊数
	受高(冊)				払高(冊)	年度末冊数	構成比 %	
	購入	寄贈	*その他	計				
総記	270	153	1	424	26	28,951	4.6%	28,553
哲学	398	72	1	471	20	25,405	4.1%	24,954
歴史	610	495	3	1,108	126	55,751	8.9%	54,769
社会科学	1,227	696	1	1,924	465	82,634	13.2%	81,175
自然科学	530	103	183	816	22	31,894	5.1%	31,100
工学	548	267	4	819	47	29,463	4.7%	28,691
産業	337	200	2	539	49	23,363	3.7%	22,873
芸術	691	313	2	1,006	107	32,650	5.2%	31,751
語学	189	20	2	211	20	12,483	2.0%	12,292
文学	1,213	257	3	1,473	54	87,216	13.9%	85,797
*参考	640	93	0	733	13	19,643	3.1%	18,923
郷土	653	1,309	125	2,087	25	94,047	15.0%	91,985
*その他	732	63	1	796	12	38,649	6.2%	37,865
子ども	3,628	167	25	3,820	65	63,655	10.2%	59,900
合計	11,666	4,208	353	16,227	1,051	625,804	100.0%	610,628

*分類のその他は、岩波文庫、ジュニア図書、一般・郷土の文芸カセット・CD・ビデオを含む。

*受高のその他は、生産・編入・移籍等を表す。(子どものその他は、あそび教材を含む。)

(2) 館外サービス用

区分分類	平成24年度				平成23年度末 蔵書冊数
	受高(冊)	払高(冊)	年度末冊数	構成比 %	
総記	88 (49)	0 (0)	1,480 (787)	1.4%	1,392 (738)
哲学	19 (8)	0 (0)	718 (227)	0.7%	699 (219)
歴史	41 (20)	0 (0)	1,391 (501)	1.3%	1,350 (481)
社会科学	76 (31)	0 (0)	3,140 (1,419)	2.9%	3,064 (1,388)
自然科学	59 (36)	0 (0)	1,973 (780)	1.8%	1,914 (744)
工学	75 (29)	0 (0)	3,092 (1,413)	2.9%	3,017 (1,384)
産業	42 (26)	0 (0)	1,225 (470)	1.1%	1,183 (444)
芸術	36 (18)	0 (0)	2,117 (779)	2.0%	2,081 (761)
語学	5 (1)	0 (0)	555 (155)	0.5%	550 (154)
文学	716 (395)	0 (0)	17,825 (9,704)	16.6%	17,109 (9,309)
子ども	6,400 (2,944)	11,965 (0)	52,726 (31,090)	49.1%	58,291 (28,146)
成人グループ用	150 (60)	0 (0)	8,145 (3,360)	7.6%	7,995 (3,300)
子どもグループ用	630 (30)	0 (0)	13,010 (5,030)	12.1%	12,380 (5,000)
学校支援用(中学校)	0 (0)	0 (0)	1,208 (604)	—	1,208 (604)
学校支援用(小学校)	0 (0)	0 (0)	3,972 (2,689)	—	3,972 (2,689)
学校図書館活用教育図書	0 (0)	0 (0)	42,886 (1,958)	—	42,886 (1,958)
しまね子育て絵本	19,855 (0)	11,965 (0)	19,855 (0)	—	0 (0)
合計	28,192 (3647)	11,965 (0)	175,318 (60,966)	100.0%	159,091 (57,319)

()内は西部読書普及センター分

3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>小中高大生を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	<p>鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 敷地面積72,940㎡ 総延面積9,239.015㎡ 宿泊定員209名</p>  <p>施設配置図</p> <p>艇庫</p>			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小・中学校の宿泊体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・湖面活動(サバニ・カッター)や創作活動、野外活動、野外炊飯等の体験学習プログラム ②主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前から中学生まで年代別の宿泊体験活動を通して子どもの自立を支援する事業 ・親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業 ・小学校長期宿泊体験を支援する事業等 ③多様な団体・個人による研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所のお泊り保育、幼・小・中・高・特別支援学校の宿泊体験活動 ・部活動の合宿、家族のふれあい活動、スポーツ少年団活動 ・その他青少年育成団体の研修等 ④企業や地域活動団体などの研修の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修、公民館活動、子ども会活動等での利用 ⑤近隣にある施設と連携した研修の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・突道湖公園湖遊館、ゴビウス、グリーンパーク、一畑薬師、古代出雲歴史博物館等 			
施設整備費	30億円			
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用			

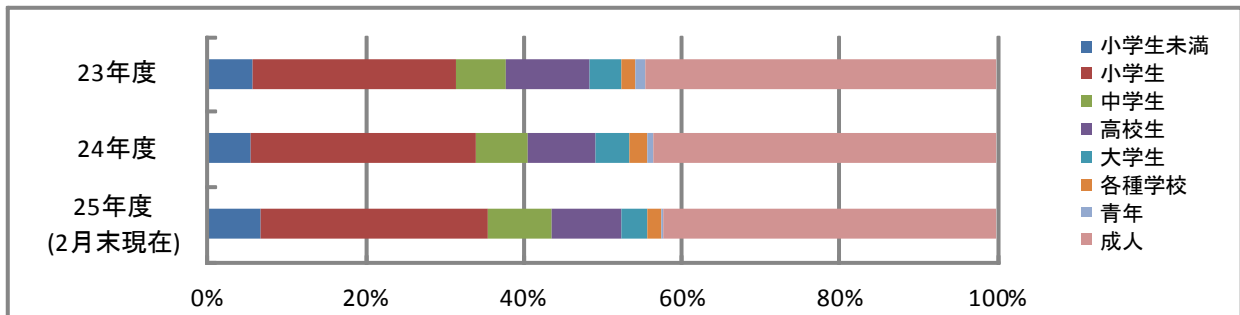
1. 利用実態

(1) 団体別利用状況

	平成23年度		平成24年度		平成25年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	6,446	175	7,031	210	6,894	214
社会生活	1,820	83	2,686	88	2,373	78
企業	2,818	97	2,613	92	1,753	62
学校	10,932	249	10,362	240	9,080	226
(内小・中・高)	7,373	145	6,914	15	5,886	130
(内保育所幼稚園)	1,347	46	1,568	48	1,441	49
個人	2,528	387	1,605	316	2,365	359
その他	1,756	114	375	96	366	114
主催事業	2,613		3,706		2,904	
計(利用実数)	28,913	1,122	28,450	1,071	25,735	1,074
研修者数	49,635		48,408		43,741	

* 研修者数: 宿泊研修者数 { 宿泊実数 × (泊数 + 1) } + 日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成25年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 56,424 人 (複数カウント)

湖面活動(サバニ、カッター、カヌー)	4,889	バーベキュー	1,558
オリエンテーリング	1,675	調理活動	1,231
登山、ハイキング	1,556	陶芸・絵付け	798
キャンプファイヤー	1,086	レザークラフト	2,283
座禅	1,132	ガラス工芸	646
音楽活動	3,089	講義、講演、自主研修	31,255

* 複数カウント・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(注)上記の利用人数は平成26年2月末現在

(2) 連携施設

・施設利用者のニーズに広く対応するため、周辺施設とのネットワーク化を推進し、バスでの送迎や他施設利用者割引制度など便宜を図り、研修プログラムの充実を図っている。

【一畑薬師、ホシザキグリーン財団(ゴビウス、グリーンパーク)、宍道湖公園湖遊館、秋鹿なぎさ公園、フォーゲルパーク、古代出雲歴史博物館、一畑電車】

3. 特色のある主催事業 (平成25年度)

(1) 幼児・小学生・中学生対象の体験活動

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
にんにんチャレンジ (年長～小2)	親元を離れて協同での生活体験、自然体験を通して、困難に立ち向かい、最後までやり遂げる力を育成するとともに、基本的な生活習慣の形成を図る。	一畑薬師登山・仲間づくり・体力づくり・宿泊室づくり等	① 11/23～24 ② 11/30～12/1
キッズチャレンジ (小3～4)		基地づくり・魚釣り磯遊び・テント泊等	8/6～10
サマーチャレンジ (小5～中3)		北山登山・磯遊び・野外炊飯・テント泊等	8/4～10

(2) 家族対象事業

にこにこファミリー	家族や家族同士が触れ合うプログラムを体験する中で、交流を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。	① テント泊・野外炊飯 ② 暗闇体験・防災体験・親学等 ③ マジック体験・野鳥観察・とんど祭り・親学等	① 6/15～16 ② 1/11～12
-----------	---	---	------------------------

4. 長期集団宿泊体験活動 モデルプログラム

企画のポイント

- ・ねらいを明確にした宿泊体験活動を企画する
- ・ゆとりあるプログラムにより、失敗を生かし、達成感を味わうことができるようにする
- ・基本的な生活習慣の定着と仲間づくりに重点を置いたプログラムとする

ねらい

- 自然体験や社会生活体験を通して、
- ①「自分のことは自分でする」
- ②「最後まであきらめない」
- ③「友達と協力して取り組む」 態度を養う。

プログラム例1 ※日程中の番号は「ねらい」の番号と対応しています。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1日目					OR	荷物整理	買い物計画③	昼食①	食材買い出し②③			火起こし・野外炊飯③			ふりかえり・学習会	入浴洗濯①	就寝	
2日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	やぐら作り②③			昼食①	やぐら遊び・改良③		野外炊飯②③			自由	ふりかえり・学習会	入浴洗濯①	就寝	
3日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	湖面活動：サバニ体験(松江1日コース)②③						入浴	夕食①	自由	ふりかえり・学習会	洗濯①	就寝		
4日目	起床	退所点検	朝食①	やぐら遊び③	やぐら撤収③	昼食①	ふりかえり	退所式										

買いだし：野外炊飯のメニューや材料をグループで話し合い、実際にマーケットで買物体験。

火おこし：まいぎり式で役割分担しながら実際に火がおきることを体験。野外炊飯に活用。

入浴・洗濯：時間だけ設定し、「する、しない」はグループの相談で決定。

やぐら作り：森の中で、丸太や板、ロープを使って仲間と力を合わせたり、声を掛け合ったりしてやぐらを組み立てる体験。

湖面活動：艇を動かす上で仲間と息の合った動きをする大切さと難しさを厳しさをもって、17km離れた宍道湖東岸までの体験。

ふりかえり：今日の生活で問題になったこと、嬉しかったことなどをグループで振り返り、明日からの生き方、考え方に生かす。

プログラム例2

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1日目					OR	荷物整理	買い物計画③	昼食①	食材買い出し②③			火起こし・野外炊飯③			ふりかえり・学習会	入浴洗濯①	就寝	
2日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	グループワークトレーニング③		ロープワーク	昼食①	やぐら作り③		野外炊飯②③			自由	フリータイムの計画	入浴洗濯①	就寝	
3日目	起床	身辺整理①	朝食①	準備	湖面活動：サバニ体験②③			昼食①	フリータイム(班で計画し活動)③			やぐら撤収③	夕食①	自由	キャンプファイヤー③	入浴洗濯①	就寝	
4日目	起床	退所点検③	朝食①	オリエンテーリング(前半3日間の振り返りによるグループワーク)②③			昼食①	ふりかえり	退所式									

グループワークトレーニング：仲間づくりを体験的に学び、その後のプログラムに活かす。

オリエンテーリング：3日間の班の成長をグループワークにより確認した後、活動を実施する。

4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページURL	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置されている。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	<p>敷地面積133,280m² 総延床面積5,991.68m² 宿泊定員181名</p>			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小学校宿泊体験研修の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム立案支援をはじめ、各校の目標達成に向けた研修支援 ②多様な団体・個人による研修の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会、スポ少、部活動、通学合宿、勉強合宿、高齢者サロン ・職場研修、講演会、講習会、大学ゼミの学習会、民間や行政の主催事業 ・保育園や幼稚園のお泊まり保育や遠足、親子活動 ③主催事業との実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族を対象とした交流・体験活動(チャレンジサマー、森と海のつどい、家族で楽しむ野外活動) ・子どもの自立と生きる力を育む事業(ジュニアキャンプ、子ども探検隊、中学生リーダー研修) ④近隣施設と連携した研修の提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクアス環境学習、B&Gカヌー体験 			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)、耐震強化工事0.95億円(H25)、浴室濾過装置設置工事0.28億円(H25)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

1. 利用実態

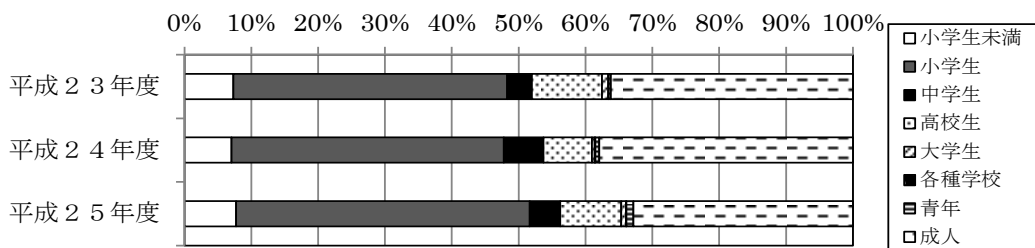
(1) 団体別利用状況

	平成23年度		平成24年度		平成25年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	3,153	78	3,984	127	3,360	112
社会生活	442	31	754	22	509	24
企業	66	11	26	10	26	11
学校	7,292	196	7,577	175	6,628	155
(内 小・中・高)	5,840	153	6,016	136	5,482	133
(内 保育所幼稚園)	1,155	24	1,337	24	909	22
個人	512	51	714	37	86	21
その他	0	0	0	0	340	2
主催事業	2,075		1,742		2,049	
計(利用実数)	13,540	394	14,797	356	13,029	314
研修者数	26,371		28,006		24,558	

※ 利用実数；宿泊実数＋日帰り実数

研修者数；宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数＋1)}＋日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



(注)上記平成25年度は平成26年2月末現在

2. 研修内容

(1) 参加者の多い研修

のべ 44,826人 (複数カウント)

冒険の森	5,800	スコアオリエンテーリング	1,534
炊飯活動	5,438	キャンプファイヤー	1,519
火起こし	3,366	浅利富士登山	1,139
肝試し	2,174	木工工作	791
キャンドルのつどい	2,020	その他	23,781

※ 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(注)上記の利用人数は平成26年2月末現在

(2) モデルプログラム(対象：各市町村子ども会連合会等)

10:00		11:00		13:00		15:00		18:00		19:00	
	火起こし 体験	野外炊飯 (カレーライス, ハンバーグ)		野外活動 (冒険の森, オリエンテーリング)		夕食 (食堂)		肝試し キャンプファイヤー			
朝食 (食堂)	野外活動 (浅利富士登山・ネイチャーゲーム)		昼食 (食堂)		創作活動 (竹工作, 木工工作)						

3. 長期集団宿泊体験活動 モデルプログラム

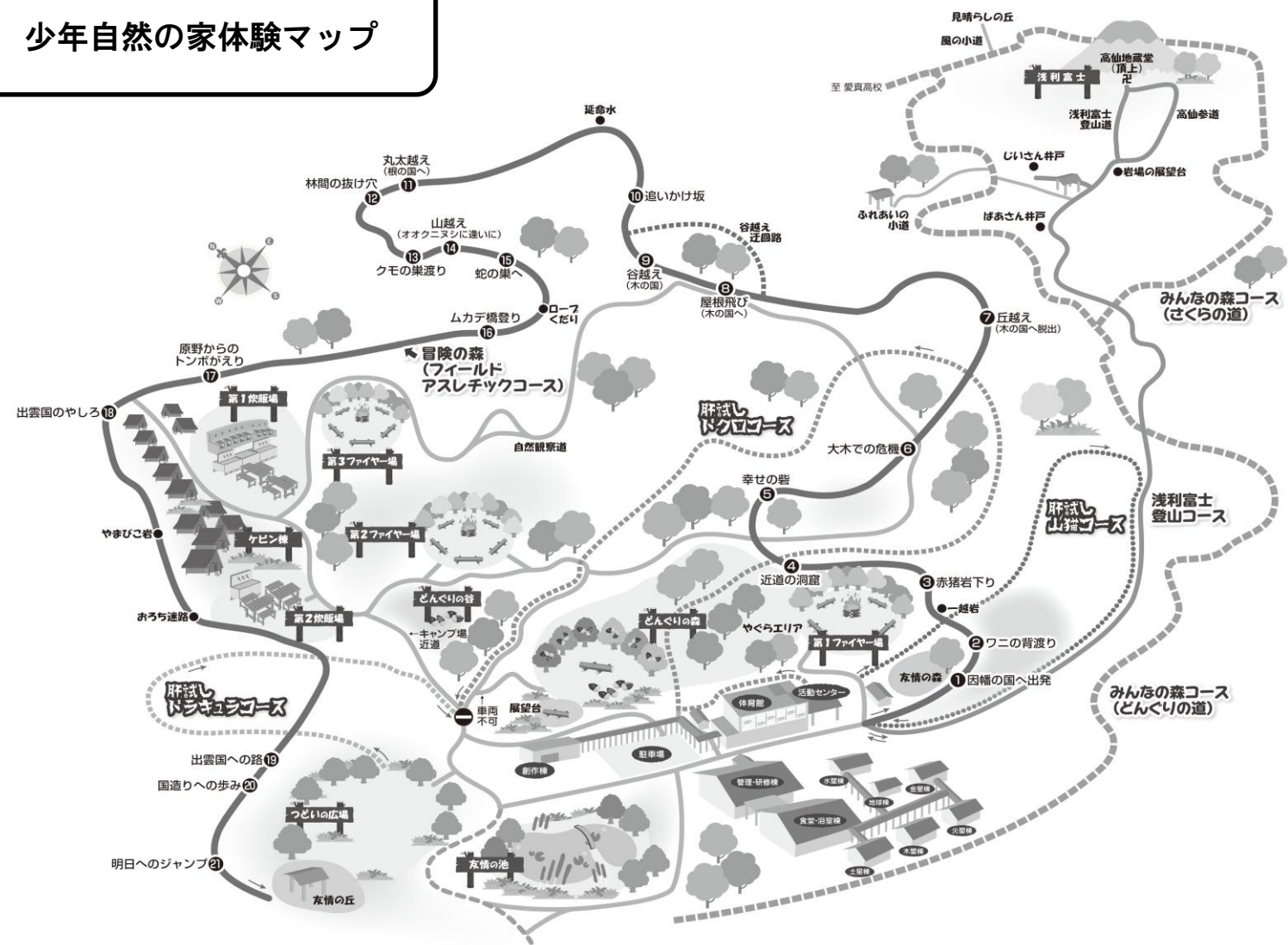
「望ましい集団づくり・人間関係づくりに効果的なプログラム(3泊4日)」

◇ プログラム構成のポイント

- ★ プログラム立案支援(社会教育主事が学校訪問)を充実し、両者で効果的なプログラムを作成することに努める。
- ★ 仲間と関わるグループワークトレーニングを取り入れ、段階的・発展的にチームワークを高めることをめざす。
- ★ プログラムを通じて、仲間との関わり方や次にどう生かすかなど話し合う「振り返り」の時間を導入する。

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	19	20	21	22	
	朝の活動		朝食	午前の活動			昼食	午後の活動				夕食	夜の活動				
第1日め				入所 人間関係づくり			入所式 オリエンテーション やぐら作りレクチャー	昼食	やぐらづくり 集団づくり				夕食	ナイトハイク (岩場の展望台とやぐら上で星空観察) 自然への興味関心			振り返り
第2日め	浅利富士登山 自然への興味関心・体力作り		朝食	GWT (グループワークトレーニング: 冒険の森MAPづくり) 人間関係づくり			炊飯場で	冒険の森フィールドアスレチック 自然への興味関心・体力作り、集団作り				夕食	キャンプファイヤー(雨天時:キャンドルの集い) 人間関係づくり ケビン泊			振り返り	
第3日め	キャンプファイヤー片付け		朝食	炊飯活動 責任、自己有用感、仲間との達成感			昼食	スコアオリエンテーリング 人間関係づくり				夕食	光の芸術 思いやり、協力、創意工夫			振り返り	
第4日め	やぐら解体 責任、自己有用感、仲間との達成感		朝食	創作活動 創意工夫、自然への興味・関心			昼食	振り返り 退所のつどい 退所									

少年自然の家体験マップ



IV 資料編

1 島根県関係

平成26年度 社会教育課 事務分掌表

平成26年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	荒木正秀（内線5910） 島田成毅（内線5427） 山中慎嗣（内線5428） 林和博（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立社会教育研修センターに関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
G	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生涯学習振興G	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等）に関すること 7 叙勲に関すること 8 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 島根県高等学校文化連盟に関すること 11 少年自然の家の事務総括及び出納に関すること（兼務） 12 県立図書館に関すること	GL（総括） 島田 成毅 （内線 5427）	企画員 足立 京子 企画員 坂本 直美
	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立少年自然の家の施設等に関すること 4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関すること 5 職員の福利・厚生に関すること 6 公務災害に関すること 7 物品の出納・保管に関すること 8 エコリーダーに関すること 9 内部管理事務改革に関すること 10 災害連絡に関すること 11 その他庶務一般に関すること 12 少年自然の家の庶務に関すること（兼務）	企画員 足立 京子 （内線 5427）	企画員 坂本 直美

生涯学習振興G	1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設、県立図書館等の条例・規則の改廃に関すること 2 県立青少年の家の施設等に関すること 3 指定管理者制度に関すること 4 広聴・広報に関すること 5 各種表彰に関すること 6 全国大会出場校知事激励に関すること 7 情報公開及び個人情報保護に関すること 8 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 9 県立図書館事業の支援及び調整（予算を含む）に関すること 10 後援・共催に関すること 11 少年自然の家の予算及び執行に関すること（兼務）	企画員 坂本 直美 (内線 6485)	企画員 足立 京子
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関すること 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関すること 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関すること 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関すること 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 7 文書の収受・発送・保管に関すること	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 島田 成毅 企画員 足立 京子 企画員 坂本 直美
社会教育G	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 派遣社会教育主事に関すること（総括） 4 社会教育施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格の認定に関すること 6 社会教育主事資格取得講習に関すること 7 市町村の社会教育事業の助言に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育GL 山中 慎嗣 (内線 5428)	
	1 島根県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 社会教育主事等の研修に関すること 4 派遣社会教育主事に関すること（補助） 5 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 6 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関すること 7 社会教育研修センターに関すること 8 全国及び中四国主管課長会議に関すること 9 社会教育における島根大学との連携に関すること 10 社会教育主事講習（島根大学）に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正 (内線 5429)	社会教育主事 池田 哲也
	1 中四国公民館研究集会に関すること 2 実証！地域力醸成プログラム（醸成塾）に関すること 3 公民館の設置管理に係る指導に関すること 4 教職員研修計画に関すること 5 PTA団体の研修・指導・表彰に関すること 6 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関すること 7 社会教育調査に関すること	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5429)	社会教育主事 水浦 千晃
	1 島根県公民館連絡協議会に関すること 2 公民館実態調査に関すること 3 実証！地域力醸成プログラム（訪問研修）に関すること	社会教育主事 水浦 千晃 (内線 5429)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正

社会教育 G	4 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画）に関すること 5 成人教育・高齢者教育に関すること 6 社会教育活性化支援プログラムの総括に関すること		
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（土曜学習）に関すること 2 子ども読書活動の推進に関すること 3 国立・県立青少年教育施設に関すること 4 社会教育活性化支援プログラム（絵本でつながる親子の絆、地域の絆事業、心に悩みを抱える青少年の体験活動推進事業）に関すること 5 青少年のボランティア活動・体験活動の推進に関すること 6 青少年教育に関すること 7 子どもゆめ基金に関すること	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 浜崎 順子 (内線 5428)	社会教育主事 大森 伸一
	1 「ふるさと教育」に関すること 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援・放課後支援・家庭教育支援）に関すること 3 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（補助金）に関すること 4 社会教育活性化支援プログラム（新親学プログラムの開発と地域人材育成事業）に関すること 5 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（親学プログラム・公民館ふるまい推進事業）に関すること 6 優れた地域による学校支援活動表彰に関すること	社会教育主事 大森 伸一 (内線 5428)	主 事 船木みゆき
	1 優良少年団体表彰に関すること 2 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 3 芸術等鑑賞機会の提供に関すること 4 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁）に関すること 5 地域と中学校の文化活動支援事業に関すること 6 学校活動モデル事業交付金に関すること 7 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関すること 8 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関すること	主 事 船木 みゆき (内線 6876)	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 浜崎 順子
	1 ふるさと教育推進事業の補助業務に関すること 2 県公民館連絡協議会事業の補助業務に関すること 3 その他課内業務の補助に関すること	臨時職員	社会教育主事 大森 伸一 社会教育主事 水浦 千晃
	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事（兼）企画幹 (併任 青少年家庭課) 林 和博 (内線 6524)	
青少年 S			

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさとの今を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割に対する使命感を醸成しようとするものである。さらに、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力の確実な習得につながるとの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進する。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わうことにより、学習意欲や追究意欲を高める。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培う。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培う。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、小中の連携、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他事業との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、中学校区の支援体制のネットワーク化や、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

(2) 学校での取組

- ① ふるさと教育で培った「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成し、小中9年間を通して、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することにより、児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、交付金により助成する。
- (2) 県教育指導課、社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事や派遣指導主事が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業内容

(1) 県は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- ② 市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③ ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。
- ④ ふるさと教育の推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。
- ⑤ 学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報を提供する。

(2) 市町村は次に掲げる事業を行う。

- ① 「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ② 市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」の作成、小中9年間を見通した各学校の取組に対して指導・助言を行う。
- ③ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育一覧表」を作成するために「中学校区ふるさと教育推進連絡会議」を、既存の会議等の活用も図りながら開催する。
- ④ 市町村における事業の推進を図るための、地域の特色を知り、課題について考える教職員を対象とした研修を開催する。
- ⑤ 中学校区で地域の教育資源の情報を共有し、学校支援担当者同士のつながりを深めるための連絡会を開催したり、学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を開催したりすることで学校支援体制の充実を図る。
- ⑥ ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。
例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等
- ⑦ 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。
- ⑧ ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(3) 学校は次に掲げる事業を行う。

① 次の各号に留意のうえ、教育課程の中に位置つけたふるさと教育を各学年で年間 35 時間以上実施する。

ア 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理すること。

イ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定すること。その際、学校種間及び学年間の内容の系統性を考慮すること。

ウ 地域の人材等の活用を図ること。

② ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努める。

3 事業計画の提出

市町村は、「ふるさと教育推進計画」（様式 1）を策定し、「ふるさと教育推進計画」を踏まえて作成された各学校の「ふるさと教育実施計画」（様式 3）をとりまとめて、県教育委員会に提出するものとする。

4 事業に要する経費の交付

県教育委員会は、市町村と市町村立学校が実施するふるさと教育に係る経費を「ふるさと教育推進事業交付金交付要綱」に定めるところにより交付する。

5 事業実績報告

市町村は、事業終了後に、市町村の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 2）と各学校の「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式 4）を事業を完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、県教育委員会に提出するものとする。

6 その他

(1) 県教育委員会は、必要に応じて事業の実施状況及び経理の処理状況について実態調査を行う。

(2) この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施のために必要なものは別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）2(2)及び(3)に規定する事業であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1)市町村教育委員会における事業費
- (2)学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費		
	市町村の事業推進に係る経費	中学校区支援体制整備に係る経費	学校における事業費
算出基礎	100千円	中学校区×@50千円	各小学校・中学校×@70千円
使途内訳	①各市町村における推進計画策定に要する経費 ②中学校区ふるさと教育連絡会議の開催に要する経費 ③教職員研修に要する経費	①中学校区の学校支援体制づくりに要する経費 ②ふるさと教育に係る生涯学習・社会教育事業に要する経費	①各学校における活動に要する経費 (需用費・旅費・役務費・使用料及び賃借料等。ただし、飲食物費及び活動に参加する児童・生徒の材料費等実費は除く。) ②学校支援ボランティア謝金

- 2 市町村の事業推進に係る経費と中学校区支援体制整備に係る経費の流用は2割以内とする。
- 3 市町村教育委員会と学校との事業費の流用はできない。
- 4 学校における事業費の謝金は、その概ね3割を上限とする。
- 5 当該年度内であつて交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても交付金の対象経費に算入することができる。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(交付申請)

第5条 市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に収支予算書（別紙様式1-1、1-2、1-3）を添えて、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第6条 教育長が、必要と認めるときは、市町村の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 市町村は、事業の内容を変更(ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く)するときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)に収支決算書(別紙様式1-1、1-2、1-3)を添えて、教育長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

附則

この要綱は、平成26年3月11日から施行し、平成26年度交付分から適用する。

島根県社会教育委員名簿

任期:平成24年6月24日～平成26年6月23日

(平成24年6月24日改選)

(平成25年7月5日 一部改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	奥出雲	奥出雲町教育委員会教育長
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	しまね国際センター理事長
3	大岩 睦子	おおいわ むつこ	松江	松江市教育委員会メディア対策推進員
4	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
5	小林 洋子	こばやし ようこ	大田	島根県連合婦人会長
6	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
7	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市世界こども美術館学芸課長
8	杉原 充知恵	すぎはら みちえ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(古志原幼稚園長)
9	高尾 雅裕	たかお まさひろ	松江	山陰中央新報社論説委員会副委員長
10	津森 良治	つもり りょうじ	松江	島根県PTA連合会長
11	長岡 誠	ながおか まこと	松江	島根県公民館連絡協議会長
12	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯教育推進センター教授
13	平川 眞代	ひらかわ まさよ	松江	公募委員
14	平野 謙治	ひらの けんじ	出雲	島根県中学校長会副会長(斐川東中学校長)
15	藤原 恵子	ふじはら けいこ	松江	島根県小学校長会代表(大野小学校長)
16	藤原 廣子	ふじはら ひろこ	出雲	ブックランド古志代表
17	舟木 健	ふなき たけし	松江	島根県公立高等学校長協会理事(松江工業高校長)
18	前島 泰	まえじま やすし	松江	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
19	吉谷 進	よしたに すすむ	西ノ島	西ノ島町教育委員会教育長
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ざーむ専務理事

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成25年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	出雲市立今市幼稚園愛育会 松江市立古江幼稚園PTA 島根県立石見養護学校PTA
	PTA活動振興功労者表彰	川神 裕司(島根県PTA連合会 元会長) 本山 禎彦(島根県高等学校PTA連合会 元会長)
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	島田交流センターを中心とした地域の活性化を目指した仲間づくりと人づくり(安来市) 真砂地区教育協働化推進本部(益田市) 有木小学校への学校支援活動(隠岐の島町)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	海士町立中央図書館(海士町) 読書ボランティアグループ ルピナス(川本町)
	優良公民館表彰	浜田市立周布公民館 邑南町日貫公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	芝尾 金男(大田市) 三島 汎(松江市) 渡部 和夫(出雲市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	持田 和枝(出雲市) 飯塚たか子(出雲市)
	優れた教育活動表彰(学校)	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	浜田市立安城公民館 江津市立市山公民館 江津市立谷住郷公民館 邑南町中野公民館 邑南町矢上公民館 益田市北仙道公民館
	公民館職員表彰	門垣 和子(松江市法吉公民館 主任) 石橋 貞則(出雲市朝山コミュニティセンター センター長) 大國 幸雄(出雲市長浜コミュニティセンター センター長) 蒲生 千登(出雲市日御碕コミュニティセンター センター長) 赤名 京子(奥出雲町立亀高公民館 主事) 福田 展子(奥出雲町立阿井公民館 主事) 伊藤志津江(飯南町志々公民館 主事) 門脇 順子(飯南町谷公民館 主事) 牧 克幸(浜田市立都川公民館 主事) 山根 澄子(大田市湯里まちづくりセンター 主事) 山根 智子(大田市井田まちづくりセンター 主事) 佐々木 要(江津市立跡市公民館 館長) 三上 進(邑南町阿須那公民館 館長) 濱 あゆみ(邑南町日和公民館 事務員) 中島 教祐(益田市高津公民館 館長)
	優良少年団体表彰	たまゆメンバーズくらぶ(松江市) 安来節こども教室「すずめの学校」(安来市) 姫原子供神楽(出雲市) 石見神楽周布青少年保存会(浜田市) 都賀西子ども神楽(美郷町)

(社)全国公民館 連合会	公民館優良職員表彰	藤原 敦子 (松江市公民館地域活動コーディネーター)
	公民館功労者表彰	福岡 敬明 (島根県公民館連絡協議会 前会長)
	公民館永年勤続職員表彰	福田 郁子 (松江市城西公民館 主事) 佐伯 律子 (安来市山佐交流センター 主事) 祖田 明子 (安来市比田交流センター 主事) 木野 明子 (出雲市平田コミュニティセンター マネージャー) 吉田 浩美 (出雲市朝山コミュニティセンター マネージャー) 三原真知子 (出雲市大社コミュニティセンター マネージャー) 和田 広美 (出雲市鰯淵コミュニティセンター チーフマネージャー) 蒲生 千登 (出雲市日御碕コミュニティセンター センター長) 立花 陽子 (出雲市日御碕コミュニティセンター チーフマネージャー) 田中 裕 (江津市立郷田公民館島の星分館 分館長)
山陰中央新報社	地域開発賞 (教育賞)	該当なし
(社)全国社会教育委員連合会 会長	全国社会教育委員連合表彰	日高 姫子 (松江市)
県社会教育委員 連絡協議会長	社会教育委員表彰	安達 伸次 (松江市) 野々村征司 (安来市) 三木 弘道 (雲南市) 永井 康隆 (飯南町) 栗栖 真理 (浜田市) 寺戸 倉雄 (益田市)

IV 資料編

2 市町村関係

(1) 平成26年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課生涯学習交流センターセクション	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市文化環境部 市民活動支援課生涯学習係	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6730 e-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029 e-mail: shakai-kyoiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354 e-mail: i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@iwamigin.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0855-52-2501(内1540) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: miyaoka-kenji@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会事務局	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: shiki@chibu.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成26年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

(2) 県内公共図書館一覧

平成26年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		(西部読書普及センター) 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-4	0853-84-9050	0853-84-9050
	11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
	18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	20 浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
	21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-2076
	22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-45-8018
	23 浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
	24 浜田市立弥栄図書館	〒699-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
	25 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	26 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	27 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	28 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	29 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	30 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	31 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	32 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	33 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	34 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	35 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
	36 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17	08512-2-2341	08512-2-9198

(3) 県内公民館等一覧

平成26年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白潟公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	恵曇公民館		690-0322	松江市鹿島町恵曇1	0852-82-0475	(同左)
23	佐太公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷650	0852-82-3031	(同左)
24	講武公民館		690-0804	松江市鹿島町北講武3-1	0852-82-0400	(82-2486)
25	御津公民館		690-0411	松江市鹿島町御津660-4	0852-82-1451	(82-1275)
26	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
27	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
28	美保関地区公民館		690-1501	松江市美保関町美保関661		
29	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
30	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
31	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
32	宍道公民館		699-0406	松江市宍道町佐々布204-4	0852-66-0811	(66-0303)
33	来待地区公民館		699-0405	松江市宍道町上来待212-1	0852-66-3554	(66-9150)
34	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)
35	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
36	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
37	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
38	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
39	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
40	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3155)
41	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
42	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
43	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
44	安来市	宇賀荘交流センター	692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
45		大塚交流センター	692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
46		吉田交流センター	692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
47		能義交流センター	692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)
48		飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
49		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
50		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
51		広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
52		広瀬交流センター				(同左)
53		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
54		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
55		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
56		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
57		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
58		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
59		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
60		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
61		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
62		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
63		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
64	母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)	
65	井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)	
66	赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)	
67	出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(24-1706)
68		大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
69		塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
70		古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
71		高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
72		四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
73		高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
74		川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
75		鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
76		上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
77		稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
78		朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
79		乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
80		神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
81		神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
82		長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
83		平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
84		灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
85		国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
86		西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
87	鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
88	久多美コミュニティセンター		691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
89	檜山コミュニティセンター		691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
90	東コミュニティセンター		691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
91	北浜コミュニティセンター		691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)
92	佐香コミュニティセンター		691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
93	伊野コミュニティセンター		691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
94	須佐コミュニティセンター		693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
95	窪田コミュニティセンター		693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
96	多伎コミュニティセンター		699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
97	湖陵コミュニティセンター		699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
98	大社コミュニティセンター		699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
99	荒木コミュニティセンター		699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
100	遙堪コミュニティセンター		699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
101	日御碕コミュニティセンター		699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
102	鵜鷺コミュニティセンター		699-0761	出雲市大社町鷺浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
103	荘原コミュニティセンター		699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
104	出西コミュニティセンター		699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
105	阿宮コミュニティセンター		699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
106	伊波野コミュニティセンター		699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
107	直江コミュニティセンター		699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
108	久木コミュニティセンター		699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
109	出東コミュニティセンター		699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
110	大東交流センター		699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
111	春殖交流センター		699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
112	幡屋交流センター		699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
113	佐世交流センター		699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
114	阿用交流センター		699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
115	久野交流センター		699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
116	海潮交流センター		699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
117	塩田交流センター		699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
118	加茂交流センター		699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
119	八日市交流センター		699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
120	三新塔交流センター		699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
121	新市交流センター		699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-5110	(42-9082)
122	下熊谷交流センター		699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
123	斐伊交流センター		699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
124	日登交流センター		699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
125	西日登交流センター		699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
126	温泉交流センター		699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
127	三刀屋交流センター		690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
128	一宮交流センター		690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
129	鍋山交流センター		690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
130	飯石交流センター		690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
131	中野交流センター		690-2523	雲南市三刀屋町中野280-1	0854-45-2795	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
132		吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(75-0232)
133		民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
134		田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
135		掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)
136		多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
137		松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-1	0854-62-0411	(同左)
138		波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
139		入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間499-1	0854-62-0403	(62-0409)
140	奥出雲町	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
141		三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
142		亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
143		阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
144		三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
145		鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
146		横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
147		八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
148	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
149	飯南町	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
150		志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
151		赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
152		来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
153		谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
154	浜田市	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
155		石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
156		長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
157		周布公民館	697-1321	浜田市周布町1374	0855-27-0058	(同左)
158		美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
159		大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
160		国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
161		雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
162		今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
163		波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
164		小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
165		久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
166		美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
167		今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
168		木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
169		和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田914-1	0855-45-1918	
170	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)	
171	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)	
172	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)	
173	安城公民館	697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)	
174	三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
175	三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
176	岡見公民館		699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
177	井野公民館		699-3301	浜田市三隅町井野 [△] 1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
178	黒沢公民館		699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
179	白砂公民館		699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
180	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
181	石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
182	石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
183	石見公民館佐野分館	★	697-0311	浜田市佐野町 [△] 337-1	0855-42-0689	(42-1995)
184	石見公民館後野分館	★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
185	美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
186	美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
187	国府公民館宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
188	国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
189	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田 [△] 140-2	0854-82-6630	(82-9952)
190	東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	(同左)
191	西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
192	三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	(同左)
193	高山公民館		694-0431	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	(同左)
194	温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	(65-3114)
195	仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	(同左)
196	大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田 [△] 140-2	0854-82-6240	(82-9952)
197	川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
198	久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
199	大屋まちづくりセンター		694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
200	朝山まちづくりセンター		699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
201	富山まちづくりセンター		699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
202	波根まちづくりセンター		699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
203	久手まちづくりセンター		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
204	鳥井まちづくりセンター		694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
205	長久まちづくりセンター		694-0041	大田市長久町長久 [△] 612-1	0854-82-5571	(同左)
206	静間まちづくりセンター		694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
207	五十猛まちづくりセンター		694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
208	池田まちづくりセンター		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
209	志学まちづくりセンター		694-0222	大田市三瓶町志学 [□] 869-1	0854-83-2167	(同左)
210	北三瓶まちづくりセンター		694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
211	大森まちづくりセンター		694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0330	(89-0164)
212	水上まちづくりセンター		694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
213	祖式まちづくりセンター		694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
214	大代まちづくりセンター		694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
215	温泉津まちづくりセンター		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	(同左)
216	湯里まちづくりセンター		699-2502	大田市温泉津町湯里1720-4	0855-65-3038	(同左)
217	福波まちづくりセンター		699-2514	大田市温泉津町福光 [△] 467-1	0855-65-2941	(同左)
218	井田まちづくりセンター		699-2507	大田市温泉津町井田 [□] 255	0855-66-0711	(同左)
219	仁万まちづくりセンター		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
220	宅野まちづくりセンター		699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)
221	大国まちづくりセンター		699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)
222	馬路まちづくりセンター		699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(同左)
223	北三瓶まちづくりセンター多根分館	★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(同左)
224	波積公民館		699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
225	黒松地域コミュニティ交流センター		699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
226	都治地域コミュニティ交流センター		699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
227	浅利地域コミュニティ交流センター		695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
228	松平地域コミュニティ交流センター		695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
229	渡津交流館		695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
230	郷田公民館		695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
231	金田公民館		695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
232	嘉久志地域コミュニティ交流センター		695-0016	江津市嘉久志町11503	0855-52-0436	(同左)
233	和木公民館		695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
234	都野津公民館		695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
235	二宮公民館		695-0024	江津市二宮町神主1171	0855-53-1665	(同左)
236	跡市地域コミュニティ交流センター		695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
237	敬川地域コミュニティ交流センター		699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
238	波子公民館		699-3161	江津市波子町11272-4	0855-53-1902	(同左)
239	有福温泉地域コミュニティ交流センター		695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
240	長谷公民館		699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
241	市山公民館		699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
242	川戸公民館		699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
243	谷住郷公民館		699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
244	川越公民館		699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
245	川本中央公民館		696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
246	川本北公民館		696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
247	川本西公民館		696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
248	沢谷公民館		699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
249	君谷公民館		696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
250	別府公民館		696-1131	美郷町別府50-2		
251	都賀公民館		696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
252	比之宮公民館		696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
253	都賀行公民館		696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
254	潮分館	★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
255	阿須那公民館		696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
256	口羽公民館		696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
257	田所公民館		696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
258	出羽公民館		696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
259	高原公民館		696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
260	布施公民館		696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
261	市木公民館		697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
262	矢上公民館		696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
263	中野公民館		696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 邑南町	井原公民館		696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
	日貫公民館		699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
	日和公民館		696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
	阿須那公民館雪田分館	★	696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	
	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 益田市	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
	小野公民館		699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
	中西公民館		698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4296-2	0856-56-0910	(56-0912)
道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)	
297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 津和野町	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	
	津和野公民館					
	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
	日原公民館				0856-74-0360	
	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2		
日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101			

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
308	左鐙公民館		699-5202	津和野町左鐙905	0856-76-0345	
309	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711	
310	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	
311	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
312	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
313	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
314	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	(同左)
315	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
316	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
317	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
318	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
319	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
320	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
321	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
322	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
323	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
324	知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンターを含むものである。

島根県公民館等数【一覧】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地区	分館
松江市	39		35				3	1
安来市	27	3			24			
出雲市	43			43				
雲南市	30				30			
奥出雲町	9		9					
飯南町	5		5					
浜田市	35		26					9
大田市	35	7				27		1
江津市	21		13		8			
川本町	3	1	2					
美郷町	7		6					1
邑南町	21		12					9
益田市	21		21					
津和野町	14	2	8					4
吉賀町	6	1	5					
隠岐の島町	4	1	3					
海士町	1	1						
西ノ島町	2	1	1					
知夫村	1		1					
	324	17	147	43	62	27	3	25
				299				25

平成26年度
社会教育行政の方針と事業

平成26（2014）年4月

発行：島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427 FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>